

令和 6 年度

建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策の
あり方検討委員会 報告書

令和 7 年 3 月

建設業労働災害防止協会

は じ め に

建設業における就労者数は減少傾向が続いており、担い手不足が大きな問題となっています。現在、就労している作業者についても高齢化が進んでおり、労働災害に占める 60 歳以上の就労者の割合は増加傾向にあります。

このようなことから、当協会では令和 5 年度からの第 9 次建設業労災防止 5 か年計画において、60 歳以上の死傷年千人率を令和 4 年と比較して減少に転じさせる目標を掲げ、重点対策として取り組んでいます。

当委員会では、本年度から 3 年間を目安として、高年齢就労者の特性や健康状態等を踏まえた事業場の各種取組を支援するため、建設業の特性を考慮した墜落・転落、転倒防止等対策や職場環境改善、健康づくり等の取組の事例を収集するとともに、災害防止の効果的な手法等の開発、周知啓発のあり方等についての検討に着手しました。

本年度は、1 年目として建設労務安全研究会の協力を得て、元請会社の立場から会員企業及び会員企業の土木現場、建築現場において高年齢労働者に対してどのような対策を講じているかをアンケートにより調査し、対策の現状、課題等について取りまとめました。（本報告書では、安衛法上の「元方事業者」を「元請会社」と称しています。）

次年度からは他産業での好事例収集、中小建設工事業者へのヒアリング等の取り組み状況等を調査し、最終年度には高年齢就労者に対し、効果的な対策を取りまとめられるよう委員会を進めていくこととしています。

本報告書を取りまとめるにあたり、委員をはじめとすご協力いただいた関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表する次第です。

令和 7 年 3 月

建設業労働災害防止協会

目 次

第 1 章 委員会の設置及び検討経過	1
1 委員会の設置	1
1. 1 趣旨・目的	1
1. 2 検討事項	1
1. 3 委員名簿	2
2 検討の経緯	3
第 2 章 高年齢就労者の労働災害防止対策を取り巻く最近の動向	10
1 第 9 次建設業労働災害防止 5 か年計画での位置付け 目標	10
2 厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会での検討状況	10
第 3 章 元請会社に対するアンケート調査による現状把握	14
1 アンケート調査の概要	14
1. 1 アンケート調査内容 元請本社、現場用	14
1. 2 アンケート調査時期及び回収状況	14
1. 3 アンケート調査結果総括	15
2 元請会社の本社（支社）としての高年齢者対策の取組の現状	16
3 元請会社の現場（土木及び建築工事）における主だった取り組み事例	22
第 4 章 高年齢者対策の取組事例、今後の検討課題、スケジュール等 ...	45
1 高齢者対策取組事例	45
1. 1 高年齢作業員体力測定マニュアル（いつまでも元気に働くために！）	45
1. 2 他産業での高年齢就労者対策の取り組み	45
2 今後の課題、検討スケジュール等	46
2. 1 今後の課題	46
2. 2 次年度の検討事項	47
2. 3 検討スケジュール等	47
参考資料	48
1. 元請会社用アンケート調査票	49
2. 現場用アンケート調査票	53

第 1 章 委員会の設置及び検討経過

1 委員会の設置

1. 1 趣旨・目的

建設業においては、担い手不足に伴う高年齢就労者の増加は避けられない状況にあり、労働災害に占める 60 歳以上の就労者の割合は増加傾向にあることから、令和 5 年度から第 9 次建設業労災防止 5 か年計画において、60 歳以上の死傷年千人率を令和 4 年と比較して減少に転じさせる目標を掲げ、重点対策として取り組むこととしている。

また、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討がなされる中、建設業においても一人親方を含む高年齢就労者の労働災害防止対策を進める必要がある。

このため、高年齢就労者の特性や健康状態等を踏まえた事業場の各種取組を支援するため、建設業の特性を考慮した墜落・転落、転倒防止等対策や職場環境改善、健康づくり等の取組の事例を収集するとともに、災害防止の効果的な手法等の開発、周知啓発のあり方等について検討を行う。

1. 2 検討事項

- (1) 高年齢就労者に対する事業場の取組事例収集
- (2) 建設業に特有な災害防止の効果的な手法等の開発
(低所からの墜落・転落、転倒、熱中症、腰痛等対策、職場環境改善、健康づくり等)
- (3) 災害防止の効果的な手法の周知啓発方法のあり方
- (4) その他

1. 3 委員名簿

○高木 元也	独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所 安全研究領域特任研究員 博士（工学）
渡部 明夫	株式会社安藤・間 安全品質環境本部 安全部 担当部長
大川原 英治	株式会社熊谷組 本社安全本部 安全推進部 副本部長兼安全推進部長
伊藤 勝啓	清水建設株式会社 安全環境本部 顧問
豊島 一浩	東急ジオックス株式会社 代表取締役社長 社長執行役員
田中 仁樹	日本建設産業職員労働組合協議会 政策企画局
小橋 正樹	株式会社oneself. 代表取締役
田久 悟	全国建設労働組合総連合 労働対策部 部長

※ ○印は、委員長

（順不同・敬称略）

<オブザーバー>

蜂須賀 和子	東急ジオックス株式会社 企画政策チーム兼新ヒヤリハットPT
脇坂 誠	建設労務安全研究会 事務局長

<厚生労働省>

繁野 北斗	厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室 技術審査官
-------	--

<事務局>

井上 仁	建設業労働災害防止協会 専務理事
西田 和史	建設業労働災害防止協会 技術管理部長
土屋 良直	建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役
由野 友規	建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長（兼）計画課長
野口 円果	建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課
大森 耀介	建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課

2 検討の経緯

第1回打合せ

日 時 令和6年7月9日（月）13:00～14:30

場 所 安全衛生総合会館 14 階 第5会議室

議 事 （1）令和6年度委員会の検討内容について
（2）その他

内 容 委員会で検討する内容について、事前に打合せを行った。

配付資料

資料No.1－1 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方

検討委員会設置要綱（案）

第1回委員会

日 時 令和6年7月24日（火）15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル7階 建災防第3会議室

議 事 （1）令和6年度委員会の進め方について
（2）その他

内 容 委員長を選任し、委員会の進め方について検討を行うとともに、高年齢就労者に関する対策について、各委員から意見を伺った。

高年齢就労者対策について、各社が取り組んでいる事例及び実態を把握することとし、具体的には、アンケート調査等により、現在実施している各社の取り組み等を把握することとした。

配付資料

資料No.1-1 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会設置要綱

資料No.1-2 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会名簿

資料No.1-3 建設業における高年齢労働者の災害発生件数

資料No.1-4 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会スケジュール（案）

参考資料1 令和5年 高年齢労働者の労働災害発生状況

参考資料2 エイジフレンドリーガイドライン（リーフレット）

参考資料3 建設業の労働災害防止に関する中期計画の展望

第2回委員会

日 時 令和6年9月20日（木）15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル5階 建災防第1・2会議室

議 事 （１）第1回議事要旨（案）の確認について
（２）高年齢就労者への取組事例について
（３）アンケート調査表（案）について
（４）その他

内 容 委員の会社で取り組んでいる事例について説明いただき、その対策等を参考にアンケート調査表（案）の内容について意見を聞いた。アンケート調査は、建設労務安全研究会の会員企業を対象とすることとした。

配布資料

資料No.2-1 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方

検討委員会 委員名簿

資料No.2-2 第1回 保護具等に関する調査研究委員会議事要旨（案）

資料No.2-3 第1回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方

検討委員会 議事要旨（案）

資料No.2-3-1 アンケート調査表（案）修正意見①

資料No.2-3-2 アンケート調査表（案）修正意見②

資料No.2-3-3 アンケート調査表（案）修正意見③

資料No.2-3-4 アンケート調査表（案）修正意見④

資料No.2-3-5 アンケート調査表（案）修正意見⑤

資料No.2-4 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方

検討委員会スケジュール

参考資料1 高年齢作業員体力測定マニュアル いつまでも元気に働くために！

参考資料2 他業種における高年齢就労者の労働災害防止のための取り組み

第2回打合せ

日 時 令和6年10月28日（月） 11:00～12:00

場 所 安全衛生総合会館 14 階 第4会議室

議 事 （1）高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査表（案）について
（2）その他

内 容 アンケート調査の実施方法等について検討を行った。

配布資料

資料No.2-1 高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査（案）

建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方に関するアンケートの実施

1. 目的

建設業においては、担い手不足に伴う高年齢就労者の増加は避けられない状況にあり、労働災害に占める 60 歳以上の就労者の割合は増加傾向にあることから、令和 5 年度から第 9 次建設業労災防止 5 か年計画において、60 歳以上の死傷年千人率を令和 4 年と比較して減少に転じさせる目標を掲げ、重点対策として取り組むこととしている。

また、個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討がなされる中、建設業においても一人親方を含む高年齢就労者の労働災害防止対策を進める必要がある。高年齢就労者の特性や健康状態等を踏まえた事業場の各種取組、建設業の特性を考慮した作業場所への配慮、墜落・転落、転倒防止等対策や職場環境改善、健康づくり等の取組の事例を収集することを目的にアンケート調査を実施する。

2. 対象

建設労務安全研究会会員 元請事業場店社

回答数：37 社 242 現場

3. 調査時期

アンケート実施期間（集計含む） 令和 6 年 11 月中旬～令和 6 年 12 月下旬

第3回委員会

日 時 令和6年12月4日（水） 15:00～17:00

場 所 ビジョンセンター田町2階D室

- 議 事
- （１）第2回議事要旨（案）の確認について
 - （２）高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査回収状況及び
取りまとめ方法等
 - （３）その他

内 容 アンケート調査の中間報告及び回収状況の報告を行った。中間報告の集計結果から、取りまとめ方法について検討を行った。

配布資料

資料No.3-1 第2回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会 議事要旨（案）

資料No.3-2 高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査回収状況

第4回委員会

日 時 令和7年2月12日（水） 15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル7階 建災防第3会議室

議 事 （１）第3回議事要旨（案）の確認について
（２）高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査結果について
（３）今後の検討課題、報告書（案）について
（４）その他

内 容 アンケート調査結果の報告を行い、調査結果について各委員から意見を徴収した。その内容を踏まえ報告書（案）及び次年度の調査内容について検討を行った。

配布資料

資料No.4-1 第3回 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策のあり方
検討委員会 議事要旨（案）

資料No.4-2 高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査結果

資料No.4-3 今後の検討課題（案）

資料No.4-4 令和6年度検討委員会報告書骨子（案）

資料No.4-5 令和6年度検討委員会報告書（案）

参考資料 No.4-1 高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査（元請用）

参考資料 No.4-2 高年齢就労者の労働災害防止対策アンケート調査（現場用）

参考資料 No.4-3 今後の労働安全衛生対策について（報告）

（R7.1.17 労働政策審議会安全衛生分科会報告）

第2章 高年齢就労者の労働災害防止対策を取り巻く最近の動向

1 第9次建設業労働災害防止5か年計画での位置付け 目標

建設業において、担い手不足の問題により就労者の高齢化は進んでおり、60歳以上の高年齢就労者における休業4日以上死傷者数についても、近年増加傾向となっている。

この状況を踏まえ、当協会の策定した第9次建設業労働災害防止5か年計画では、「60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少に転じさせる。」ことを目標の1つとしており、高年齢就労者が安全に働くことができる職場環境の整備に努めるため、高年齢就労者の労働災害防止対策の推進を重点実施事項として定めることとした。

○会員は全事業場において、死傷災害減少に向けて、高年齢労働者の労働災害防止対策、健康確保対策等を実施し、職場環境の改善に取り組む。

○「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境改善、健康づくり等の取組みを進める。

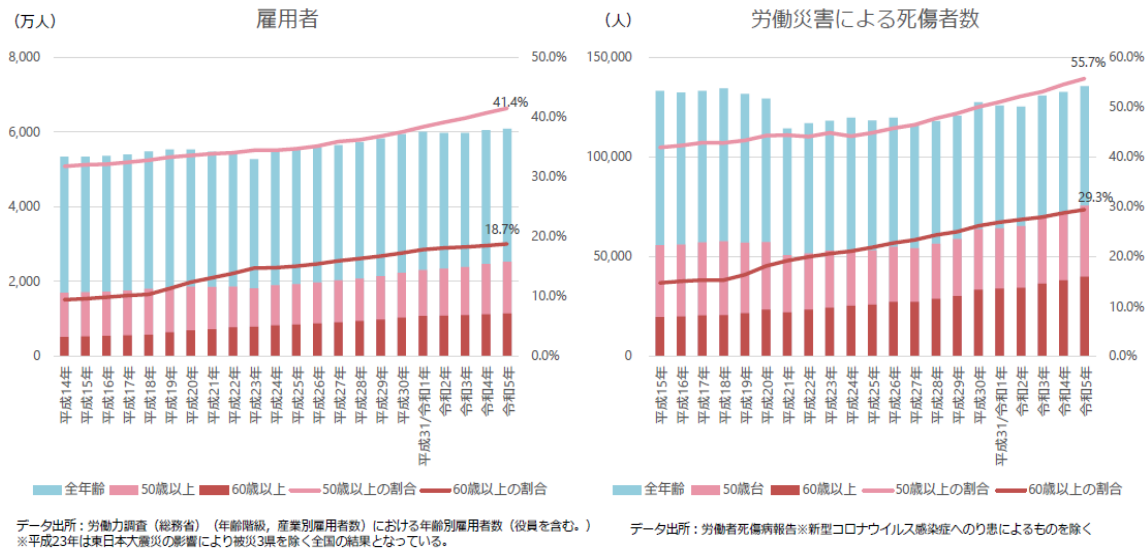
○加齢による運動機能の低下などにより、高年齢労働者の転倒のリスクは高くなることから、「作業通路の段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消」、「危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施」、「4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）等の徹底による作業床や通路等の安全確保並びに照度の確保」など各種転倒災害防止対策を進める。

2 厚生労働省労働政策審議会安全衛生分科会での検討状況

厚生労働省労働政策審議会（安全衛生分科会）において、令和6年4月から、高年齢労働者の労働災害防止の推進について議論され、労働災害発生状況とともに「高齢社会対策要綱」が示されたので、添付する。（図2-1～図2-4）

年齢別の労働者の割合及び労働災害の状況

人口動態の変化や高齢者の健康状態の向上等を背景に、**雇用者全体に占める50歳以上の労働者の割合は41.4%、60歳以上の労働者の割合は18.7%(令和5年)**となっている。また、死傷者数(休業4日以上)に占める50歳以上の労働者の割合は**55.7%(同)**、60歳以上の高齢者の割合は**29.3%(同)**となっている。



3

図 2 - 1 年齢別の労働者の割合及び労働災害の状況

高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

高齢社会対策大綱【令和6年9月13日閣議決定】においては、**年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性**がますます高まっていることが指摘されている。

第1 目的及び基本的考え方

2 基本的考え方

我が国の高齢化率（総人口に占める 65歳以上人口の割合）は年々上昇し、2023年（令和5年）時点では29.1%となっている。（略）65歳以上人口は 2040 年代前半でピークを迎えると推計されている。（略）

高齢化率の上昇に伴い、生産年齢人口は 2040 年（令和22年）までに約1,200万人減少することが見込まれており、**労働力不足や経済規模の縮小等の影響が懸念される**とともに、地域社会の担い手の不足や高齢化も懸念される。（略）

65歳以上の就業者数は 20年連続で前年を上回って過去最高となり、就業意欲の高まりもみられている。高齢者の体力的な若返り等を踏まえ、**年齢に関わらず、それぞれの意欲や能力に応じて、経済社会における様々な活動に参画する多様な機会を確保し、その能力を十分に発揮できる環境を創っていく重要性**がますます高まっている。（略）

(3) 加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築

長寿化による高齢期の長期化が進む中で、加齢による身体機能・認知機能の変化は、個人によって様々であり、その程度にもグラデーションがあって、外からは判断しづらい面がある。また、日常生活や社会生活における様々な影響や、それに伴う支援のニーズは多様である。そのため、**高齢期を一括りで捉えるのではなく、従来にも増して、それぞれの置かれた状況や生活上のニーズについて解像度を上げて実態を把握し、それぞれの実態に応じた活動ができる環境整備、社会システムの構築**が求められる。（略）

第2 分野別の基本的施策

1 就業・所得

(1) 年齢に関わりなく希望に応じて働くことができる環境の整備

② 企業等における高齢期の就業の促進（略）

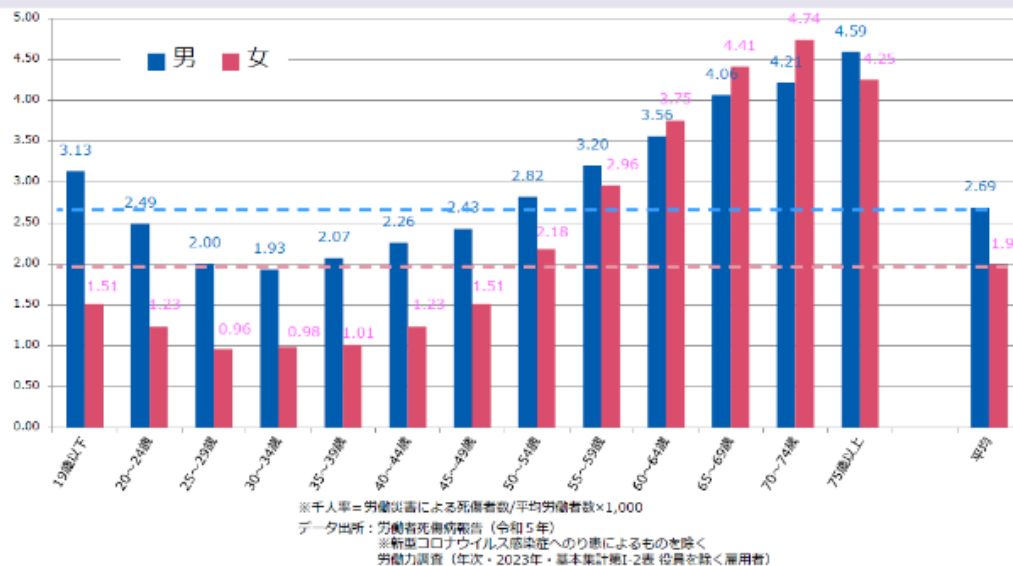
高齢期の特性を踏まえ、柔軟な働き方や健康・安全への配慮、デジタルを活用した負担軽減等の取組を進める。その際、フレイル・ロコモ対策の視点や、安全管理システムの開発といったテクノロジーの活用等に留意する。（略）

4

図 2 - 2 高齢社会対策大綱（令和6年9月13日閣議決定）（抄）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

他方で、高齢労働者の労働災害の増加に歯止めがかかっていない。特に、**高齢労働者の労働災害発生率が高い**。死傷千人率を性別・年齢別に見ると、男女ともに、50歳を超えてくと全年齢平均の千人率を上回り、年齢が高くなることに応じ、千人率が大きく上昇していく傾向にある。

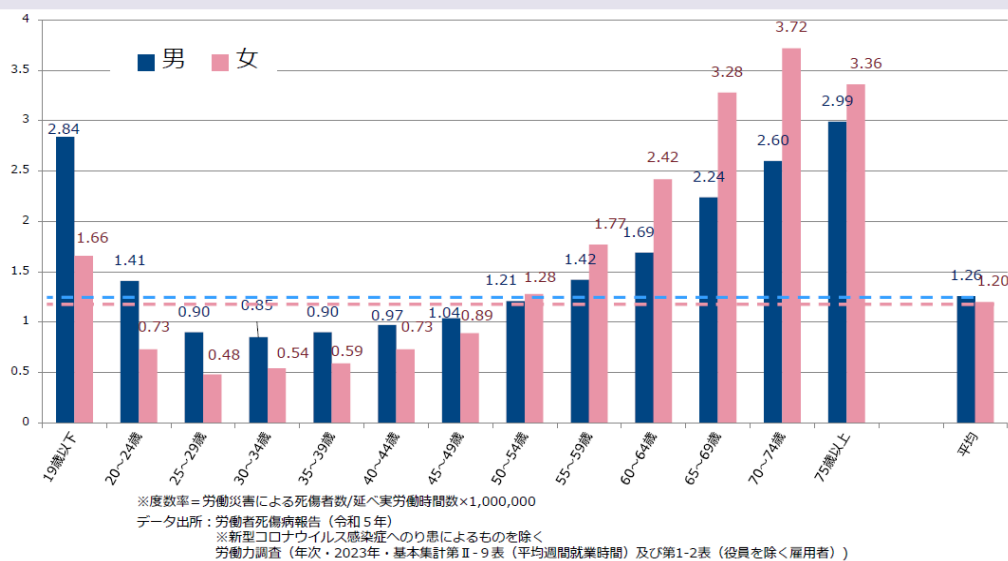


5

図2-3 性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷年千人率）

性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷度数率）

休業4日以上死傷災害の度数率（百万労働時間当たりの災害発生数）は、男女ともに、55歳以上で全年齢平均の度数率をわずかに上回り、60歳以上で、加齢に応じ、顕著に上昇していく傾向がある。千人率との傾向の違いは、60歳以上の労働者の労働時間が、60歳未満と比較して相対的に少ないことによるものである。



6

図2-4 性別・年齢層別労働災害発生率（令和5年、休業4日以上死傷度数率）

その後、令和 7 年 1 月 17 日開催の同審議会で、「今後の労働安全衛生対策のあり方（報告）」の形で、法的整備を含めた所要の措置を講じる事項の一つとして、以下の内容が示された。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

高齢化の進展に伴い、労働者全体に占める 60 歳以上の割合は 18.7%（令和 5 年）となっている中で、労働災害による休業 4 日以上之死傷者に占める 60 歳以上の割合は 29.3%（令和 5 年）に達している。高年齢労働者は若年世代と比べて労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間も長い傾向にあるが、これは、作業による労働災害リスクに、加齢による身体機能の低下等の高年齢労働者の特性に起因するリスクが付加されることによるものと考えられる。

こうした状況を踏まえ、高年齢労働者の労働災害防止対策を推進するため、以下の対応を行うことが適当である。

ア 高年齢労働者の労働災害を防止するため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理その他の必要な措置を講じることを事業者の努力義務とすることが適当である。

イ 厚生労働大臣が、アの措置の適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表できるようにすることが適当である。

また、厚生労働大臣は、当該指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導、援助等を行うことができるようにすることが適当である。

厚生労働省第 173 回労働政策審議会安全衛生分科会資料：「今後の労働安全衛生対策のあり方（報告）」

第3章 元請会社に対するアンケート調査による現状把握

1 アンケート調査の概要

1. 1 アンケート調査内容 元請本社、現場用

高年齢就労者に対する労働災害防止対策の現状について、比較的取り組みが進んでいると思われる大手ゼネコン（建設労務安全研究会会員企業）の店社及び現場の取組状況等を把握した。（アンケート調査票 参考資料 4-1、4-2）

- ①高年齢者の健康状況の把握（Q1）
- ②作業内容等への配慮、教育、体力測定等対策や気を付けている作業（Q2, 3）
- ③高年齢者の体力低下の自覚の度合い（Q4）
- ④協力業者への高年齢者対策の指導等の状況（Q5, 6）
- ⑤高年齢者の安全健康に対する考え方（店社のみ）（Q7）
- ⑥何歳以上を高年齢者対策として配慮が必要な年齢としているか（Q8）
- ⑦50歳以上から（店社のみ）、身体機能の個人差を考慮した対策（Q9, 10）
- ⑧災害防止に留意が必要と思われる年齢層（Q11）
- ⑨高年齢者対策を進める上での意見等（Q12）
- ⑩エイジフレンドリーガイドラインの取組状況

1. 2 アンケート調査時期及び回収状況

アンケートは、建設労務安全研究会会員企業 40 社に対して、元請として本社の取組、考え方を把握するとともに土木、建築工事の複数現場（各々 3 現場程度）の取組現状等を把握した。

調査時期：令和 6 年 11 月中下旬

調査回収状況：37 社 242 現場からの回答あり ※複数回答あり

《回収数》 元請用アンケート 36 社

{	本社回答	31 社
	支店回答	5 社
	(37 社のうち 1 社は現場用のみ回答)	

現場用アンケート 242 現場

{	土木現場回答	112 現場	※その他回答内訳
	建築現場回答	126 現場	
	その他回答	4 現場	
	土建複合工事	3 現場	
		風力発電工事	1 現場

1. 3 アンケート調査結果総括

元請事業者として、高年齢就労者の労働災害防止対策の特徴は次のとおり。

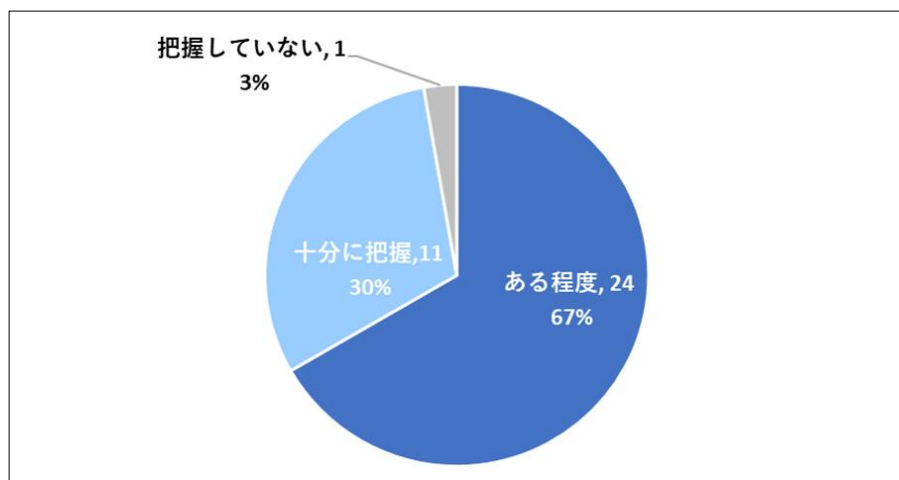
- (1) 健康状況については、高年齢者就労届等によりほとんどで把握している。
- (2) 対策としては、作業内容・場所への配慮がほとんどで、高所作業、暑熱環境作業重量物取扱作業への注意が目立っている。
- (3) 配慮が必要な年齢は60歳以上からが多くを占める一方、50歳以上や個人差による対策を行っているところは半数以下。
- (4) 災害防止に注意が必要な年齢層は高年齢以上に30歳未満の若年層が多い。
- (5) 高年齢者の安全健康に対する考え方として、身体機能低下に伴うリスク増の一方で豊富な経験を評価できる面もあり、個々人の持病等健康状態を把握しつつ、作業内容等への適正配置の配慮をしていくこととなる。
- (6) 高年齢者対策への意見としては、個人差対応を基本としつつ協力業者等事業者の役割を期待する声が多い。行政による規制や支援の声もある。
- (7) エイジフレンドリーガイドラインに基づく対策としては「高年齢者の特性に考慮した作業管理」が最も多い。

2 元請会社の本社（支社）としての高齢者対策の取組の現状

調査項目毎の定量的集計や記述式の主な回答は、次のとおり。集計結果等の詳細は、別添資料 3-1 のとおり。

Q1 健康状況の把握

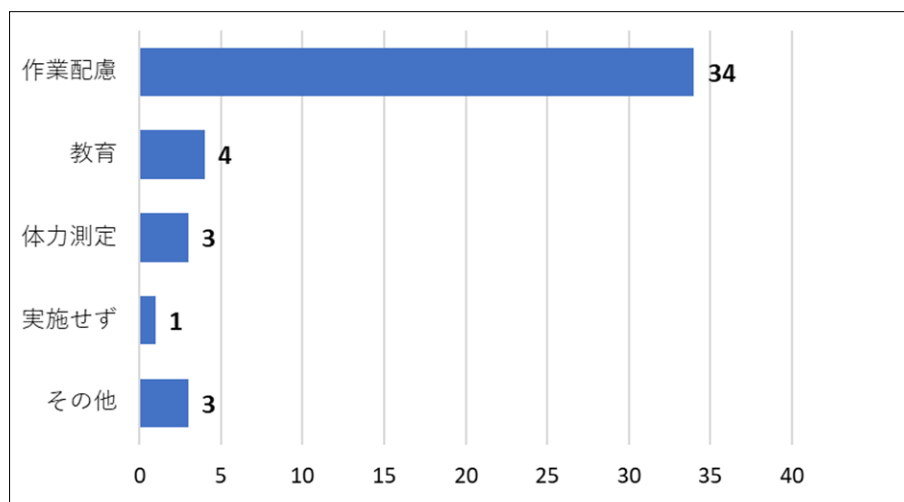
- ・ほぼ全数で健康状況を把握している。
- ・把握の手段は、入場者名簿、アンケート、高齢者就労届（報告）、グリーンサイト等が多い。
- ・入場者教育時に血圧・既往症等の確認、KY 時に高齢者の自覚を促す等取組がある。



Q2 就労上の対策 作業配置への配慮、教育、体力測定、その他

- ・ほぼ全数(34)で作業内容・場所への配慮等就労上の対策を行っている。
- ・高所作業、一人作業を避ける等作業内容に応じた適正配置等の配慮が多い。
- ・夏場の作業環境での休憩指導等の配慮
- ・高齢者用教育(4)、体力測定(3)もわずかながらある。
- ・教育として、高所作業前の注意事項、高齢者の災害事例を使用しての説明。
- ・体力測定としては、閉眼片足立ち、安全帯架け替え歩行訓練などがある。

(複数回答)

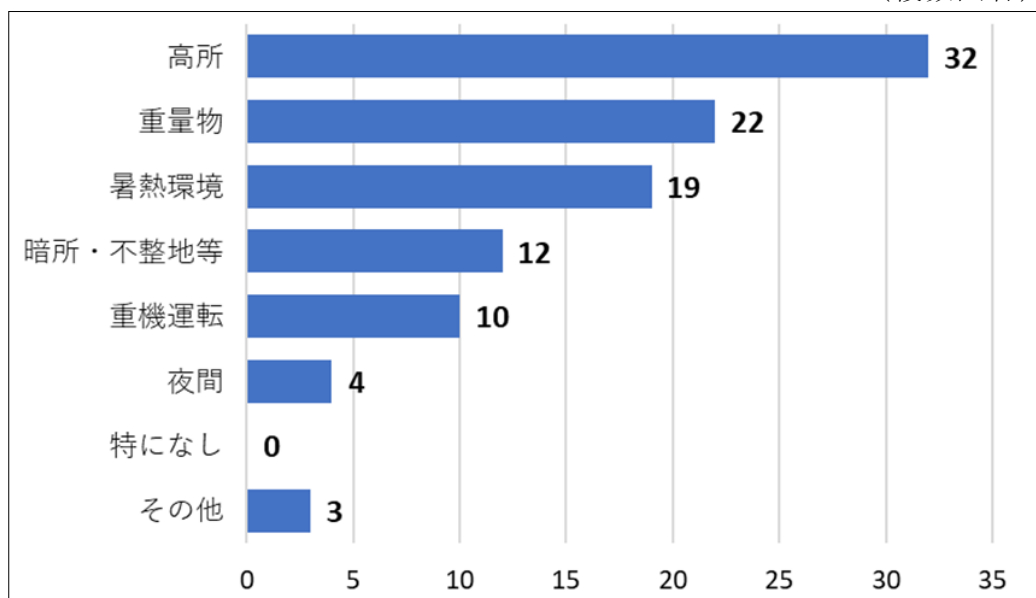


Q3 作業指示を出す協力業者への留意すべき作業

- ・高所作業（32） 9 割、重量物作業（22） 6 割、暑熱環境作業（19） 5 割、暗所・不整地作業（12） 3 割、重機運転作業（10） 3 割弱となっている。

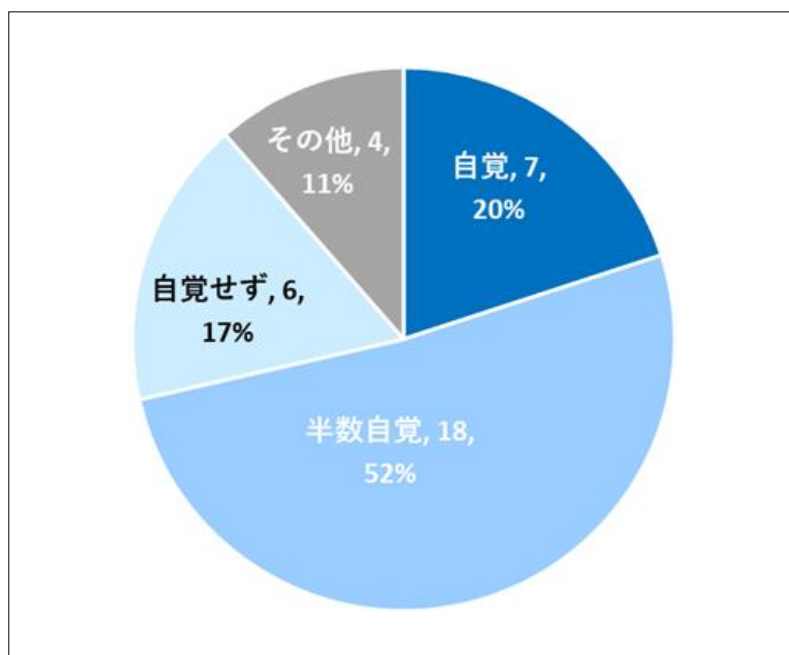
⇒高齢者に対して留意すべき作業の状況から、墜落・転落防止、災害性腰痛予防、熱中症予防に重点を置いている状況がうかがえる。

（複数回答）



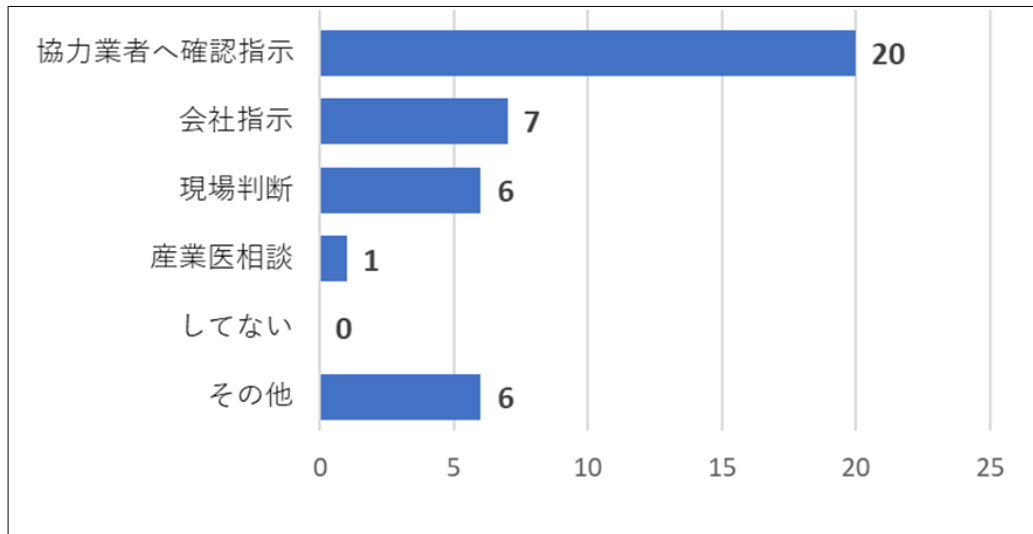
Q4 体力低下の自覚度合

- ・高齢者の体力低下の自覚度合について、半数自覚(18)が最も多く、次いで自覚(7)となっている。



Q5 高齢者が私病ある場合の協力業者への指示方法

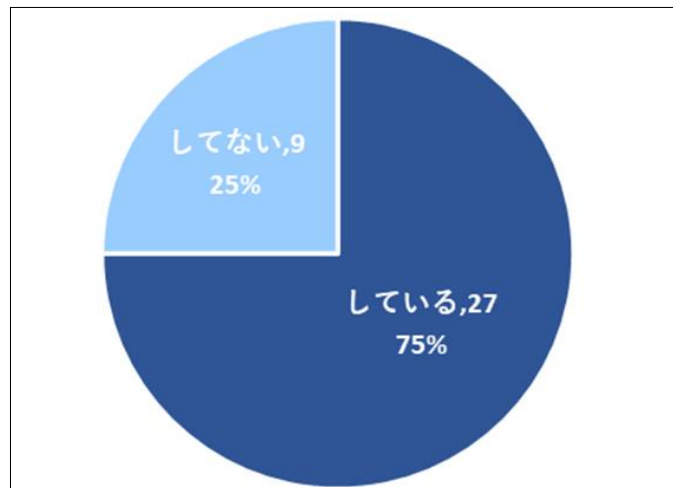
- ・ 協力業者への確認指示（20）が最も多い。（複数回答）



Q6 協力業者への指導の有無

- ・ 協力業者を「指導している」（27）が 75%を占めている。

その具体的内容として、高齢者就労届の提出、本人の健康状況等に応じた作業への適正配置、健康診断の受診・健診結果確認、私病による影響に関する教育の実施、高所作業・単独作業等を避ける、巡視時の職長への作業に対する指導状況のヒアリング、元請本社の安全管理ルールの説明、エイジフレンドリーガイドラインの説明などとなっている。

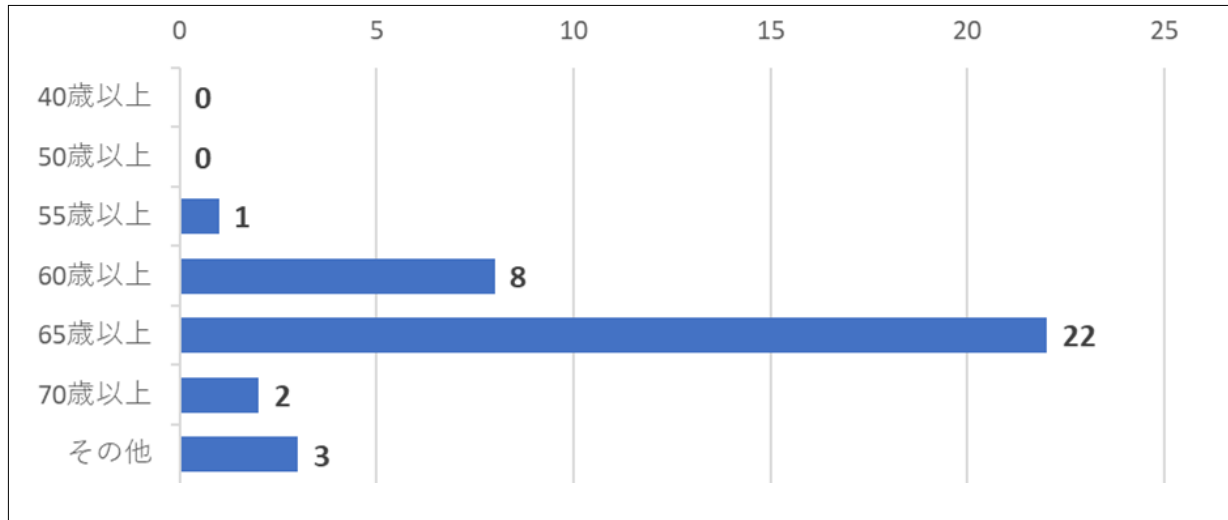


Q7 高齢者の安全健康への考え方

- ・ 高年齢就労者の割合が増える中、身体機能低下に伴うリスク増の一方で豊富な経験を評価できる面もあり、協力業者等事業者の協力により、個々人の持病等健康状態を把握しつつ、作業内容や場所への適正配置の配慮をしていくことが共通的な考え方となっている。
- ・ 高年齢就労者本人に対する身体機能低下の自覚を促すことも必要。特に昨今の気象状況による暑熱環境下での作業に対する適切な対策も必要。

Q8 特別に対策が必要な年齢を何歳からと捉えているか。

「65 歳以上」(22)が半数以上で最も多く、特別な対策が必要と捉えている。次いで「60 歳以上」(8)で、8 割以上の企業で 60 歳以上を特別な対策が必要としている。



Q9 50 歳以上への対策の有無

50 歳以上として、特段の対策を採っているところは半数以下(14)と多くないが、主な取組としては、次のとおり。

- ・ 50 歳代から増える傾向にある高血圧等持病の有無など健康状態の把握。
- ・ 手順省略、近道行動、思い込みや慣れによる油断等に対する注意喚起、指導。
- ・ 転落・転倒防止対策への注意喚起、作業姿勢改善、体力測定推奨。
- ・ 自身の体力低下を認識してもらい、その技量を最大限発揮できるよう現場指導。
- ・ 体力の衰えが原因による災害発生が顕著になる点を教育の場面で繰り返し周知。

Q10 個人差を考慮した対策の有無

年齢に関わらず個人差を考慮した特段の対策を採っているところは半数程度(17)と多くないが、主な取組としては、次のとおり。

- ・ 年齢に関わらず高血圧等持病の有無など健康状態を考慮した作業配置。
- ・ 混在作業においては、仕事のペースを身体機能弱者に合わせて行うよう指導。
- ・ 職長に健康状態を考慮した作業配置を指導。
- ・ 日々の作業巡視や休憩時間の声掛けで、本人の作業状況を確認の上、適材適所の配置となっているかの判断を協力業者に促している。
- ・ 個人差を考慮した適正配置を行うよう作業所を指導。
- ・ 60 歳以上を準高齢者として、体力テストの実施を推奨。
- ・ 50 cm幅をまたげるか等体力テストで個々人に身体機能を自覚させる。
- ・ 個人の体力チェック等現場単位での取組事例あるが、個人差は日時差でもあり、統一的には実施していない。
- ・ 熱中症、ハチ刺され経験の有無を確認し、現場内で体調確認・声掛け。
- ・ 社内規定で面談による作業の適性や就労制限等のルール作り。

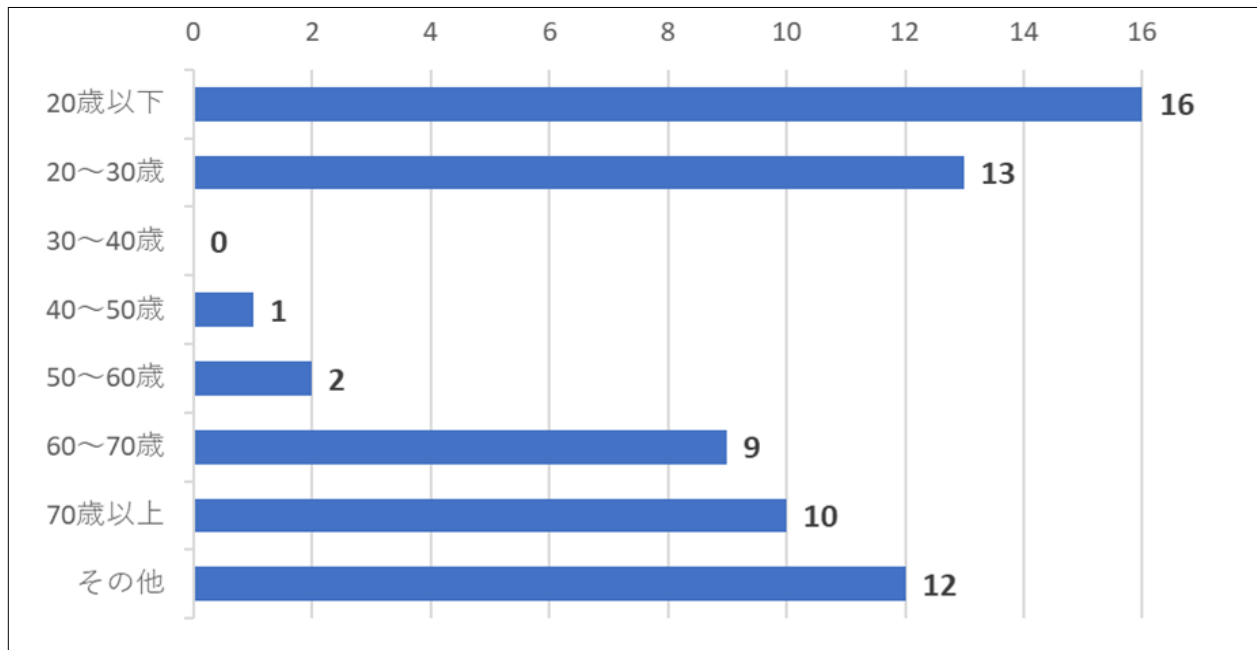
Q11 災害防止に留意が必要な年齢

20 歳以下(16)、20～30 歳 (13) と、30 歳以下で 8 割 (29) を占める。

70 歳以上 (10)、60～70 歳 (9) と、60 歳以上で半数 (19) を占める。

建設業では、身体機能が衰え始める 60 歳以上の高齢者より、経験不足や慣れから来る 30 歳以下の若年層の方が災害防止に留意が必要な年齢と捉えている。

(複数回答)



Q12 高齢者対策への意見

高齢者対策への意見としては、個人差対応を基本としつつ協力業者等事業者の役割を期待する声大きい。行政による規制や支援の声もある。

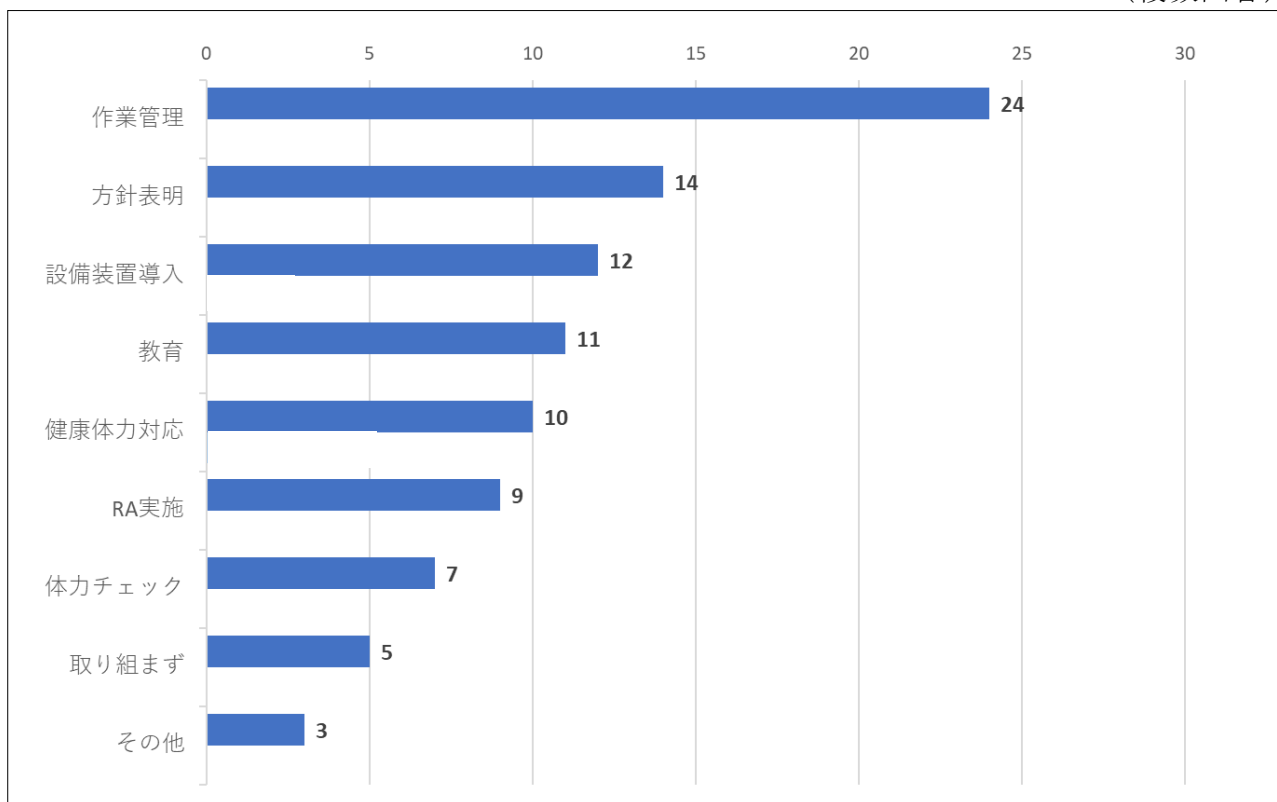
主な内容は次のとおり。

- ・年齢による線引きは困難であり、個人差による対応が必要。
- ・体力を自覚できる共通指標による定期的な運動能力検査の実施。
- ・高齢者に対する就労条件等の法令規制、事業者への指導等規制強化。
- ・機械・機器類による省人化、無人化、自動化の一層の推進。
- ・照度の確保、段差を少なくする、見やすい注意喚起表示などの水平展開。
- ・工業製品、作業着、保護靴、アシストスーツ等の活用促進、経費補助。
- ・70 歳以上の健康診断結果提出による健康状態確認。
- ・状況を見て作業内容・場所への配慮。
- ・発注者による適正工期や安全経費面での理解と配慮。

エイジフレンドリーガイドラインの取組

「高齢者の特性を考慮した作業管理」(24)が最も多い。
他の項目では、「取組方針表明」(14)、「身体機能を補う設備・装置導入」(12)、
「高齢者の特性に応じた教育」(11)、「高齢者の健康体力状況に応じた対応」
(10)、「身体機能低下等による災害リスクに関する RA 実施」(9)とほぼ同数。

(複数回答)



3 元請会社の現場（土木及び建築工事）における主だった取り組み

事例

元請本社として取り組んでいる企業 16 社（Q3（気を付けている作業）、Q5, 6（協力業者への指導）、Q10（個人差対策）で取り組んでいると回答した企業）の現場のみピックアップし、工事の種類別で規模別に分類し、取り組み内容について、定性的集計を行った。

土木工事 33 現場（50 人未満 25 50～100 人未満 5、100 人以上 3）

建築工事 27 現場（50 人未満 14 50～100 人未満 5、100 人以上 8）

結果は別添資料 3-2（土木）、3-3（建築）となるが、中小建設事業者への参考として、現場での主な取組内容は次の通り。

Q1 健康状況の把握方法

- ・高齢者就労届・報告、入場時ヒアリング・アンケートによる確認が主。
- ・保護帽の色で区別している例あり。

Q2 就労上の対策（作業の配慮、教育、体力測定等）

- ・作業場所・内容の配慮が多い。
- ・新規入場者教育時の指導。
- ・体力測定として閉眼片足立ち。

Q3 作業指示出す協力業者への留意すべき作業の具体的内容

（高所、暗所、暑熱、重量物、夜間、重機）

- ・土木作業では、暑熱作業が最も多く、高所作業、重量物作業が次いで多い。
- ・建築作業では、高所作業が最も多く、暑熱、重量物作業の他、暗所作業も有り。

Q6 協力業者への指導内容

- ・持病ある者への通院等指導
- ・対象作業員と事前打ち合わせで担当職務可能か確認、リスク高い作業制限。
- ・元請より各種産業保健、安全基準等の周知による情報提供。
- ・災害・事故事例の水平展開

Q8 個人差を考慮した対応

- ・巡視時の声掛け、状況確認、配慮
- ・ラジオ体操時の動作確認
- ・段差無くす等視覚的に分かり易く設備等改善
- ・職長が客観的尺度（事実）に基づき判断

Q10 高齢者対策への意見

- ・建設業のスマート化、機械化促進、DX 活用等による国の補助サポート強化
- ・年齢や体力に合わせた労働時間短縮
- ・高齢者向け安全教育の強化、重機運転の資格作業に短い実務教育
- ・入場前の理解度レベルのテスト
- ・躓き転倒しにくい安全靴の使用推進
- ・高齢者には異なる色の保護帽等を装着してもらう。
- ・高血圧で災害発生のある可能性があるイラストポスター
- ・ラジオ体操による体調把握
- ・技能を有する高齢者を技能伝承者として手当面で処遇し活躍を期待。

建設業における高年齢就労者労働災害防止対策アンケート調査 元請本社集計結果 36社分

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
Q1 健康状況の把握	十分に把握	ある程度	把握してない							
	11	24	1							36
Q2 就労上の対策	作業配慮	教育	体力測定	実施せず	その他					
	34	4	3	1	3					45
Q3 作業指示を出す協力業者への留意すべき作業	高所	暗所・不整地等	暑熱環境	重量物	夜間	重機運転	特になし	その他		
	32	12	19	22	4	10	0	3		102
Q4 体力低下の自覚度合	自覚せず	半数自覚	自覚	その他						
	6	18	7	4						35
Q5 高齢者が私病ある場合の協力業者への指示方法	協力業者へ確認指示	現場判断	会社指示	産業医相談	してない	その他				
	20	6	7	1	0	6				40
Q6 協力業者への指導の有無	してない	している								
	9	27								36
Q8 特別に対策が必要な年齢	40歳以上	50歳以上	55歳以上	60歳以上	65歳以上	70歳以上	その他			
	0	0	1	8	22	2	3			36
Q11 災害防止に留意が必要な年齢	20歳以下	20～30歳	30～40歳	40～50歳以上	50～60歳	60～70歳	70歳以上	その他		
	16	13	0	1	2	9	10	12		63
エイジフレンドリーガイドラインの取組	方針表明	RA実施	設備装置導入	作業管理	体力チェック	健康体力対応	教育	その他	取り組まず	
○	14	9	12	24	7	10	11	3	5	95

高齢者労災防止アンケート調査 元請本社集計

	自由記述欄の主な考え
Q7 高齢者の安全健康への考え	・若い人よりも十二分に配慮しなければならないと考える。 ・高年齢就労者は身体能力低下や健康状態等に伴う災害リスクが相対的に高いと考えられる。今後建設業界における高年齢就労者の比率は高まることが予想されており、何らかの対策を講じていく必要性を感じている。 ・65歳以上より、70歳以上の労働者が現場で働いている状況がある。大きな企業では適正配置が可能であるが、中小零細事業者では補えない部分があり、今後より、高年齢就労者が安全と健康に対してルールや規制が必要となる。 ・高年齢者であることを理由に既往症がない限り、就業制限を設けるのは難しい ・存在自体は危険と考えているので健康保持や事業主の関与が大切だと考えている。 ・自分の健康状態、既往症、服薬状況等は、自分からは説明しない労働者が多い。 ・事業主による送り出し教育を徹底するよう指導を行っている。送り出し教育時に、持病、疾病、血圧等の確認を十分実施した後に現場へ送り出すこととしている。 ・高年齢就労者の安全を確保するためには、照明器具やスロープ、あるいは快適な休憩所などのような設備や職場環境面の充実と体に過度な負荷が掛からないような役割分担や配置などの配慮が必須だと考える。 人間であれば加齢に伴い必ず身体能力は低下するし、健康的問題は発生するものと理解し、適材適所の意識を持って要員計画を行うことが必要と考える。 ・本人の自覚有無にかかわらず、私病の有無、投薬の有無等、本人へのヒアリングや協力業者を通じて把握する必要があると考える。 ・高齢者は、事故を起こすと重篤化しやすい。また、躓き転倒や腰痛等のリスクが大きくなるので、特に冬場は凍結転倒や腰痛防止のストレッチ等の指導を行うようにしている。 ・就労を拒むことは出来ないので、健康状態を把握しつつ適正配置をお願いしていく。高齢者でも経験豊富な方の戦力は無視できません。

・他業種と比較し現場はケガのリスクが高い業種だとは思いますが、どの職種も高齢者の作業員抜きでは工事の進捗に影響が出るほど、職人の年齢層は高い。健康で働ける方も多いので、持病がある方を除いては、自覚と行動に気を付けて作業に当たってもらいたい。
・個人差があり、一概に何歳以上が安全と健康のリスクがあるとは言えないと考える
・高血圧や糖尿病などの生活習慣病は薬を飲めば管理できる病気。薬を飲まず、大事になるケースがあるのではないかと思う。飲めない理由を無くすことも大切だと思います。社会保障、収入、安定的な仕事量など。
・現場では、高齢就労者が年々増加しており、それに伴い労働災害の発生数も増加しており、その理由は身体機能の低下によるものと考えられます。しかしながら、高齢就労者に労働意欲がある場合は、それを優先しつつ、配慮した作業配置とすることが必要です。
・出来るだけ長く健康に就労できる作業環境を整えていきたい。作業内容を限定する事で安全に就労する事ができる。
・昨今の建設労働者の全体的労働不足を踏まえ、高齢者だから現場での就労を禁止にするようなことはできず、年齢に応じた、職種に応じた働き方やサポートがあるので、どのように向き合って作業を行わせるか、させるかが大切である。
・体力の低下、運動神経の低下、はやむを得ない。高齢者の方は体力の低下、運動神経の低下を経験でカバーして頂いている。健康については、健康診断の受診により早期発見、早期受診が大切だと考える。
・高齢となると、反射神経やバランス感覚等の体力の低下及び健康状況のリスクが高まることは避けられないが、人員不足や健康寿命が長くなってきていることを踏まえ、適切な管理のもと長く就労してもらうことが大事と考える。
・自社現場のアンケート結果を確認して、自社職員への更なる教育と協力会への教育の必要性を感じた。健康であっても体力低下は否めないわけで、高齢就労者には自覚を持ってもらい、元請としては、快活に働ける職場環境の提供が必要である。
・労働者不足や人権の観点から、排除するのではなく受容し活躍を期待するが、安全・健康の保持増進には事業主が主体となった管理や支援が不可欠である。

・建設業界では、働き手不足が顕著化しており、健康な高齢者の雇用は今後も増えていくと思われる。一律の年齢で判断するのではなく、個々人の体力や能力によって判断していく必要がある。
・個人差があるので一律に就業制限をするのは難しい。
・高齢労働者の安全と健康を確保するため、職場環境の改善、コミュニケーションを強化して本人の気づきや周囲の配慮が必要。昨今の異常気象から暑さ、寒さの時期には適切な体調管理が必要。
・作業を行うのに問題がなければ排除する必要はありませんが、体力の衰え、判断力の低下については労働災害発生につながる要因の一つとなる可能性が高いので、高齢労働者に意識させる教育が必要と考えます。
・若手職員が不足している時代なので、健康であれば就労させたい。
・人材確保として就労は必要である前提に立ち、個人差があるので年齢だけで規制することは避けるべきである。自己管理を主として、職長とともに作業内容を決める方が良い。
・私病の状況を正しく報告してほしい。
・高齢者だからといって作業から排除することはナンセンスと考えています。それよりも、健康診断での要所見者に対して必要な対策を講じていない者については、安全配慮の観点より作業制限すべきと考えている。あくまでの個人的な考えです。
・高齢就労者は技術の伝承や労働力不足から欠かせない状況である。一方、体力や判断力の低下は否めないために、本人の自覚と周囲の配慮があれば、ある程度安全に作業は進められると考えている。
・65歳以上の高年齢就労者は、人により差はあるが、高所作業・重量物運搬等作業について避け、適正配置を行い災害・事故防止に努める。
・仕事をする上で個々の心身機能の変化を把握しながらまずは自覚する事、自覚した中で、作業内容や配置を検討と配慮する事が大事。経験年数やスキルによって差がある。
・作業制限が必要だと思う（高所作業、夏季の外部作業等）。
・高年齢者でも人により差があるため、年齢ではなく健康状態や体力で就労可否をしても良いと考えます。

	・身体能力の低下に伴う就労制限は必要だと思う。一方、一概に年齢で制限を設けるのではなく、実際の身体能力に応じた制限が必要だと思うが、個々の対応は難しい。

高齢者労災防止アンケート調査 元請本社集計

	自由記述欄の主な考え
Q9 50歳以上への対策（配慮）	・ 特別に差別化は行っていない。 ・ 本人の力量や健康状態等に配慮した適正配置を指導しており、年齢のみを基準として何らかの対策等を行うことはしていない。 ・ 特に熟練の者や50歳以上ということで対策（配慮）等は実施していない。 ・ 特に50代に向けた対策を実施していることはありませんが、疾病になる方は50代の方も多くいるため、疾病対策の重要性の周知を実施しています。健康診断の受診、二次検査、血圧管理の呼びかけを実施しています。 ・ 50代については、特別な対策（配慮）は行っていない。就業者名簿や新規入場時アンケート等にて血圧や既往歴、持病の有無等について確認し、クレーン・重機のオペレーター等で高血圧や持病有り（治療中）の者が居れば、直近の健康状態についてヒアリングを行う程度。 ・ 何でもできる人たちなので、いわゆる『ちかみち行動』や手順の省略などによる災害発生が懸念されるので、それらに対する注意喚起が必要であると考えます。 ・ 注意喚起：転落防止対策、転倒防止対策、重量物取扱い方法の改善、作業姿勢の改善、視覚・聴覚昨日の補助、体力測定（自己動作機能確認）の推奨。 ・ 手順の省略など、ベテランに多いヒューマンエラーを指導している。 ・ 新規入場アンケートで持病の有無を聞き取っている。 ・ 60歳未満は特に対策していない。 ・ 日々の体調管理の推奨と健康診断や病院への健診推奨。 ・ 思い込みや昔からこうだったなどの慣れによる事故防止の指導を行っている ・ 50～65歳までの作業員に対して、特別の対策は行っていない。健康管理については、全ての年齢を対象として管理強化を行っている ・ 質問の主旨が理解できない部分がありますが、50代～64歳までと65歳以上は、配置等含めて、配慮の差はあります。65歳未満は自分の体力低下を認識してもらい、その技量を最大限発揮できるように現場運営を行うように指導しています。まだ実施には至っていませんが、各種補助具の使用も検討しないといけない。

	・慣れによる油断から起きる災害に対し、災害事例の教育等を行うように作業所に指導している。
	以前は60才以上としていましたが、65才程度まで十分安全に働ける人も多いため、数年前に配慮の年齢を上げました。
	・高年齢労働者としての配慮と同様に考える。
	・特別な指導は行っていませんが、個々の身体状況では必要と考えていますので、各社に年齢にとらわれずグリーンサイト上で、健康管理上の要注意者を記載してもらい対策を提出してもらっています。
	・私病（特に高血圧）に対しての治療状況、服薬状況の確認。
	・特に実施していないが、60歳以上の方への配慮を依頼している。
	・具体的な配慮は行っています。しかしながら、色々な教育を行う場面で、体力の衰えによる災害発生が顕著になる点の周知を繰り返している。
	・50～60歳までは、特別な対策は講じていない。

高齢者労災防止アンケート調査 元請本社集計

	自由記述欄の主な考え
Q10 身体機能個人差考慮した対策	・ 特別に差別化は行っていない。
	・ 本人の力量や健康状態等に配慮した適正配置が原則
	・ 特に講じていません。作業開始前に現地KY活動表で、高年齢就労者および身体機能が他の労働者よりも落ちる者を職長・安責者が考慮して配置等の対策を講じています。
	・ 60才以上65才以下は準高年齢労働者として体力テストの実施を推奨している。
	・ 皆が同じではない と日頃から指導している。
	・ 全ての協力会社から事前に提出してもらう就労者名簿に年齢、健康診断実施日、血圧等の情報も記入してもらっている。あとは、Q9の回答と同様に、新規入場時に直近の健康状態についてヒアリングを行い、健康に不安が有る旨の申告があれば、所属会社へ確認・配置換え等の相談を行う。
	・ 混在作業においては仕事のペースを身体機能弱者にあわせて行うように指導している。
	・ 年齢を問わず個人に合わせた作業配置が必要。
	・ 職長に健康状態を考慮した作業配置をする様に指導している。
	・ 全現場ではないが、現場によっては、50cmの幅をまたげるかを行い、個人の身体機能を確認し自覚させている事例がある。
	・ 基本的には事業主判断としており、現場での対策は講じていないが、過信せず作業配置及び管理するよう職長に指導している。
	・ 基本、協力会社経営者に新規1週間以内パトロールを実施してもらい、作業員が適正、配置できているか等を確認、問題あれば配置換えを行う。元請としては、現場の特徴・作業内容に応じた適正配置がなされているかを確認する。
	・ 個人の体力チェックを行う等、現場単位での取り組み事例はあるが、統一的には実施していない。（個人差は日時差でもあり、今日できたことが明日できるとは誰も保証できない）
	・ 個人差を考慮した、適正配置を行うように作業所に指導している。
	・ グリーンサイト上に適性配置通知書を提出してもらい個人差を含め作業配置上考慮すべき作業を記載し管理を行っています。
	・ 指導と配慮を伴う年齢として60歳としている。職長や受け入れ時元請担当者と本人との普段の作業状況を踏まえ検討している。
	・ 本人の働きぶりを確認する。

	・作業所長の判断で、長年の実績や日頃の対応で、作業制限の緩和を行っている。
	・日々の作業巡視や休憩時間の声掛けで、本人が何を考え何について不安が有るか、体調に異常は感じていないかなどを聞き出しながら、適材適所の配置になっているかの判断を下請現場代理人へ促している。
	・新規入場者教育時に、既往症・治療中の有無・熱中症の経験の有無・ハチ刺されの有無を確認し、現場内にて体調確認・声かけを適宜行っている。
	・新規就労者教育者は、課長以上という社内規定でその教育者と面談により作業の適正を判別。
	・社内ルールとして、65歳以上の危険有害業務の就労制限。

高齢者労災防止アンケート調査 元請本社集計

	自由記述欄の主な考え
Q12 高年齢者対策への意見	・どの年齢から高齢者とするかの判断は非常に難しく線引きが出来ないと思われる。 あくまで弊社の災害の統計に過ぎないので対策が曖昧になってしまいそう。 ・身体能力、健康状態、経験値等は個人差が大きく、年齢だけを基準に一律の対策を講じることは難しい。対策を進める上では、逆にエイジフリーという考え方があっても良いのではないか？ ・高年齢就労者に対して、就労条件等を法令にて規制及び保護する。 ・厚生労働省により、高年齢労働者を使用する事業主の責任を明確にして指導を徹底してほしい。 ・建設業全体の慢性的な労働者不足（特に若手層の不足）を鑑みると、今後、建設現場における高年齢就労者の割合はさらに大きくなっていくことは必然であると考えられる。 ・豊富な経験と知識を有しているが、身体能力が低下している高年齢就労者が占める割合が高い現場で安全を確保するためには、機械・機器類などの科学技術に頼った省人化、無人化をより一層推し進めるしかないのでは？と考えている。 ・経験豊富で何でもできる方たちなので現場業務遂行のためには非常にありがたいが、前述の通り、ちかみち行動や手順の省略等が散見される(経験があるゆえの行動だと思われる)ので、災害防止のために注意喚起は必要であると考ええる。 ・工業化、工場製品活用の促進、アシストスーツ等の活用 ・個人情報の関係もあり健康診断結果の提出は指示していないが、70歳以上は健康診断結果の提出を求め、健康状態を確認することも今後必要か。また、定期的な運動能力の検査を現場で行い、本人に自覚させて日々の行動に配慮してもらう必要はあると考える。 ・若くてキビキビと動く人と、老化により動きが鈍った人で共同作業を行うのが危険と思われる。高齢者による作業の歩掛を別途考慮し、工期や施工単価に反映させる必要があると考える。 ・高齢者、若年者にかかわらず能力による給与体系が進めば良いと思います。

・現場の環境、規模、工事内容、および高年齢就業者数によっては、高年齢者を優遇した作業配置にすることが難しくなってきたと思いますが、高年齢者の労働災害を防止するためにも、少しでも配慮することが重要と考えます。
・高年齢者の定義を65歳以上とする。
・危険とちょっとでも感じたら、無理強いせず、安易な軽労働の作業にシフトする習慣を一作業所ではなく、全国的に建設業で推奨することが肝要と思う。
・現場の自動化推進。現場全体の照度の向上。
・高年齢者の体力を自覚できる共通の指標があると有難い（現場でできる体力検査等）。事業主の行う雇用管理の充実。
・作業に必要な作業着や安全靴、補助具（アシストスーツ）等への金銭的援助。元請の教育ばかりに頼るシステムではなく、中小事業者が自身で安全・衛生に関し、知識を習得するための労働安全・衛生コンサルタントの活用促進。
・高年齢就労者の対策は、国籍・性別・能力等 他の社会的弱者にも有効である。その反面、健康・収入・ライフプラン等 極めて私的な領域での継続的な対策が重要であるため、元請・現場ではなく、行政や雇用主の役割が極めて大きい。
・作業個所の照度の確保や休憩時間を増やす等、作業環境の改善と完全週休2日の取得による疲労回復が重要。
1. 場内の照度を明るくする。 2. 作業通路の段差をできるだけ少なくする。 3. 注意喚起の表示を見やすくする等好事例を収集し、水平展開していく。
・自身の運動機能状態や健康状態を自覚することが大事ですので、客観的にそこを把握できるような体力測定を社員へは実施しています（60歳以上）が、今後現場へも展開する必要がある。
・排除するのではなく、高齢者も働ける職場とするため、作業時間が増加することが予想され、それに対する発注者の多方面の理解が必要と考えます
・アシストスーツなど、機械設備で高齢化による衰えを緩和できる装備を進めているが、十分に行き渡る環境に至っていないのが現状です。
・現状の人手不足を補うためにも高齢者の活用は重要であると考えます。年齢で一括りにせず、一人ひとりの個人差に向き合う事が大切である。周りからの配慮としては段差をなくす・字を大きくする・照明の光度を上げるなどを進めて行く。

	・当社は、60歳以上は黄色ネーム、65歳以上は自社の高齢者シールで識別している。やはり個人の心身状態はあるが、各作業負荷、環境、配置等の配慮と見守りが必要で工種によって重点対策を決めるべきではないか。
--	---

	土木50人未満24現場	土木50～100人5現場	土木100人～3現場
Q1.健康状況把握	・新規入場時に作業員の年齢、最新の健康診断日、血圧、健康状態を確認している。 ・<u>新規入場者アンケート</u> ・<u>グリーンサイト（高齢者就労届）</u> ・血圧測定、<u>本人へのヒアリング</u>《現場独自》 ・<u>新規入場者教育時に血圧等の数値確認、服薬確認、体調確認、熱中症罹患歴確認</u> ・特に<u>70才以上の方に関しては特別管理ファイル等を作成</u>し事務所職員で周知し、KY参加時に体調不良ではないかなどを注視している《現場独自》 ・協力業者に<u>高齢者就業届</u>を提出してもらっている ・<u>作業員名簿及び新規入場者アンケート調査</u> ・既往症の有無や内容、夏季では熱中症の経験等のアンケートを新規入場時教育時確認。《現場独自》 ・新規入場時の<u>ヒアリング</u>《現場独自》 ・現場に入場する協力会社から事前に「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」を提出してもらい、健康状態と予定している作業内容を事前に把握している。 ・協力会社から事前に<u>作業員名簿</u>に年齢が記入されている。 ・<u>新規入場者アンケート</u>に生年月日・年齢を記入してもらっている ・<u>作業員名簿</u>で高年齢の把握と現場の適正配置確認 ・朝昼礼時及びKYミーティング時に<u>転倒災害の事例による注意喚起</u>や熱中症リスク高い日は各々の協力業者職長へ休憩等の配慮を依頼《現場独自》 ・<u>新規入場者教育及び毎日のKYで健康状態を確認</u>している。《現場独自》 ・<u>安全書類（グリーンサイト）</u>にて現場入場前に把握《その他》 ・新規入場者教育時に把握（確認）《その他》 ・新規入場者教育時における<u>ヒアリング</u>《現場独自》 ・現場入場時に<u>確認書を提出</u>させている ・<u>新規入場者教育時に年齢の確認</u>を行っている。 ・<u>作業安全指示書に高齢者にはチェックを記入</u>させている。 ・受入教育時に60歳以上の就労者が入場することを確認している。また、<u>Buildee</u>により60歳以上の就労者をいつでも確認できる体制としている。 ・<u>建設Buildee</u>にて、作業員名簿による年齢および健康診断実施状況を事前確認していることと、新規入場者教育時に確認を行っている ・作業員名簿、<u>高齢者就労報告書</u>、新規入場者調査票、K Y活動による確認 ・<u>新規入場者教育での既往症の確認と聞き取り</u> ・<u>作業員名簿</u>の確認 ・新規入場時の面談 ・元請による新規入場時の健康状況確認及び朝礼時の顔色等確認(<u>必要に応じてヒアリング</u>)、協力業者によるKY活動時の健康状況確認(<u>必要に応じてヒアリング</u>)《現場独自》	・新規入場時に健康診断の受診状況、高血圧等の持病の有無を確認している。 ・会社安全必携に準じて現場運営している ・現場入場前、下請負業者から高年齢者就業報告書や作業員名簿、健康診断書の写しを受け取り事前に把握するとともに、新規入場者教育時に健康状態を対面で確認している ・現場に入場する協力会社から事前に「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」を提出してもらい、健康状態と予定している作業内容を事前に把握している。 ・協力会社から事前に作業員名簿に年齢が記入されている。 ・<u>新規入場者アンケート</u>に生年月日・年齢を記入してもらっている ・<u>新規入場者教育資アンケート</u>をもとに60歳以上及び既往歴をリストアップ ・過去に熱中症等に雇ったことがあるか協力会社職長を通じてヒアリング《現場独自》	・会社標準の新規入場者教育資料を用いて確認 ・<u>高齢者就労届</u>の提出 ・現場独自に作成した<u>体調チェックシート</u>を新規入場に提出してもらっている。《現場独自》 ・定期的に高年齢就労者の数を確認している。《現場独自》 ・65歳以上の高年齢就労者には送り出し教育時に<u>体力チェック(閉眼片足立ち)</u>を実施し、結果を新規入場者教育時に記載する。また所長の事前承認を得たうえで入場としている。

※__は同一事項 __は特記事項

Q2.対策指示 1.作業配慮	・資材運搬作業では重い資材とならないよう作業分担に配慮している。ゲート前での工事車両のタイヤ洗い、場内清掃等の軽作業に配置している。 ・足場上等の高所作業やその他、重機周りの作業に極力つかないよう配慮。 ・作業内容の確認と高所作業・足場作業の禁止 <u>オペレーターの場合チェックシートあり</u> <u>夏期において外部作業の禁止</u>、又は職長による監視 ・休憩所から離れた遠方で作業させない様になるべく休憩所近くでの作業に割り振る。<u>なるべく大人数の中で孤立しない様に依頼。</u> ・重量物の取り扱い、高所、狭所での作業を避ける。 ・重量物運搬作業や高所作業等身体能力が必要とされる作業への出来る限り配置しないように協力会社との打合せ ・新規作業については、内容を理解しているか確認。また、<u>高所作業時</u>での役割分担を協力会社職長に指示。 クレーンや重機オペレーターには、<u>無線の聞こえ方や手合図がはっきり見えているか問いかけし確認。</u> ・<u>2 m以上の高所作業</u>（鉄骨・足場・足場の設置が困難な場所）での主作業には就かせない。 ・協力会社から事前提出してもらう「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」に高年齢者に対する作業内容と配置場所の配慮に配慮するよう記述している。 ・朝礼時及び現場での声掛けを優先的に行うようしている。 ・<u>高所作業（足場上）の禁止、重量物の取り扱いの禁止</u> ・新規教育時65歳以上の方については<u>高所作業</u>や<u>長時間の中腰作業</u><u>上向き作業</u>、<u>暗い場所</u>、<u>単独作業</u>を禁止し、やむ得ず就労させる場合は職長の直接指示により安全措置等を講じて就労させることを書面で行っている ・<u>高所作業</u>をさせない ・<u>重量物の取り扱い</u>をさせない ※または、<u>一人で行わせない</u> ・高所作業に対する人選の配慮 ・本人の適正や既往症により、入場時に本人の状況に応じた作業の制限（高所作業、重量物の取り扱いなど）を事業主に記載させている ・朝礼、新規入場者教育時の体力や機敏性を確認して作業内容を考慮する ・高所のみならず墜落の危険が恐れのある作業への配慮。 ・単独作業、<u>ブラインド作業</u>を行わせないことへの配慮。 ・<u>建設Builbee</u>による<u>高齢者就労報告書</u>の提出および就業制限の記載内容の確認、<u>工事用車両・車両系建設機械等高齢者（70歳以上）就労報告書の提出および面接</u>による確認 ・高所作業と重量物運搬は控える。<u>猛暑日は軽作業</u>にする。 ・重量物の人力による取扱、高所作業、<u>高温下での連続作業</u> ・重量物の運搬への配慮 ・高所作業への配慮 ・<u>熱中症予防</u>への配慮 ・<u>高所作業及び重労働となる箇所</u>へは配置しない	・吊作業における<u>手元作業</u>を禁止する等、負担の少ない作業内容・場所になるよう配慮している。 ・従事する作業箇所の限定と<u>重量物の取り扱いの禁止</u>および<u>足場上での作業</u>内容の制限 ・危険有害業務(<u>墜落・転落の危険のある高所作業</u>、<u>高気圧作業</u>および<u>重筋肉労働</u>)は避けて配置するように指導している。 ・協力会社から事前提出してもらう「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」に高年齢者に対する作業内容と配置場所の配慮に配慮するよう記述している。 ・高所作業をさせない、<u>作業内容を「誘導員」</u>にする、重量物の運搬をさせない等の調整を協力会社職長にお願いしている。	・高所作業、重労働の原則禁止 ・<u>重量物取扱作業</u>や高所での<u>足場組立解体作業</u>をさせない。 ・<u>2m以上で墜落の恐れのある作業</u>をさせないようにしている
Q2.対策指示 2.高年齢者用の教育 3.体力測定 （身体機能測定） 5.その他	・新規入場時の<u>血圧測定</u>、<u>体の調子に関するヒアリング</u>《その他》 ・新規入場者教育時の教育、指導《教育》 ・始業前における<u>血圧の測定</u>と<u>訓練台による安全帯の使用訓練</u>を実施。《体力測定》	・新規入場教育時に<u>身体機能の低下により災害を起こす確率が高いことと、重大災害になりやすいことを教育</u>している。《教育》 ・新規入場時前に実施させ、<u>バランス感覚、握力等</u>の結果を確認している。《体力測定》 ・直接作業所長および安全担当者による面談《教育》 ・猛暑日の休憩時間の配慮《その他》	・現場内安全教育（1半日/月）の際に「<u>エイジフレンドリー</u>」の教育を実施《教育》 ・<u>閉眼片足立ち</u>を実施し、年齢と秒数に応じた対応をしている。例えば70歳以上0～6秒の人は入場不可、7秒以上で就労制限、65～69歳で0～15秒の人は就労制限、16秒以上は就労制限を検討《体力測定》

Q3.気を付ける作業 1.高所	・<u>足場組立解体作業原則禁止</u> ・高所での作業は禁止 ・高所作業には従事させない。 ・原則的に避ける。自分の体力、<u>運動能力を過信せず大きな動作を心掛ける</u> ・高所への上り下りが頻発する作業 ・身を乗り出すような作業への人員配置をしないよう指導 ・<u>2 m以上の高所作業</u>（鉄骨・足場・足場の設置が困難な場所での主作業に就かせない。朝礼後ミーティングにて役割分担 ・保護具（墜落制止用器具）の着用、足場であれば<u>事前点検の確実な実施</u> ・作業従事の禁止指示、クレーン等の使用時の見張り員等に配置指示 ・高所へ行かないまたは、高所での作業をしない様指示 ・できるだけ高所作業でない箇所での作業および高所作業時の配置箇所への配慮 ・<u>2メートル以上の足場、脚立、ローリング、高所作業車</u>を使用しての作業 ・新規入場者時の教育、指導 ・体調や持病の有無を確認、 ・職長への高齢者配置の指導 ・<u>高所で高齢者が作業</u>しないように作業手順周知でそれぞれの作業員の役割を確認し、場合によっては指導している。 ・<u>2m以下の高低差は、単管バリケード・開口注意看板の設置</u> ・<u>2m以上の高低差は、単管手摺の設置・開口部注意看板および高所での墜落制止用具の着用</u>を促す ・高齢者には高所作業をさせないように職長に配慮してもらう。 ・<u>足場上での作業</u> ・<u>1人作業の禁止</u> ・高年齢者が現場へ入場し人員配置を考える際、<u>高所作業等の危険リスクの高い箇所への配置は避ける</u>ようにしてください	・適正配置（<u>7 0 歳以上の方は足場上での作業禁止</u>）主に指導員として従事して頂く。 ・通路となる所は材料を置かない。<u>段差をなくすためゴムマットの使用。</u> ・配置を避けるように指示している ・高所作業をさせない。	・<u>高血圧等の持病がある場合は原則禁止</u> ・<u>足場組立・解体のような難易度の高い高所作業</u>には配置しない。 ・<u>足場作業</u>をしないこと。
3.暑熱環境	・休憩時間は通常より30分程度長く取り、作業開始前に体温を測定し体温が低下している事を確認してから作業開始している。 ・<u>スマートフィットウォッチ</u>により健康状態を管理している。 ・空調服着用の徹底 ・通常の休憩より長く時間を取る指示（1回につき+30分程度） ・<u>炎天下での作業禁止</u>または、職長による監視 ・高齢者は特に暑さを感じにくく、また近年の猛暑では熱中症の発症リスクが高い為、<u>休憩所の近くに配置</u>し、熱中症防止設備を 利用しやすくしている。 ・<u>WBGT値に応じた休憩時間や頻度、水分塩分補給</u>をとっているか確認するよう指導 ・水分・塩分補給が出来るように現場に用意。また、熱中症指数を現場で図り<u>適切な休憩</u>を推進。 ・小型船へのスポットクーラー設置。<u>熱中対策バンド（I-bow）</u>の配布と装着 ・水分・塩分補給の実施と<u>こまめな声掛け</u>の実施により、高齢作業員の様子を周囲が監視する体制を整える。 ・寝不足、二日酔い等の体調確認。 ・作業前、のどが渇く前に水分・塩分を補給する。 ・体調が悪くなったときは直ちに職長に連絡し指示を仰ぐようにする。 ・決まった<u>休憩時間以外であっても適度</u>に休憩をとること。 ・元請が飲料水等を用意しているので、気兼ねせずに利用すること。 ・気分が悪くなったら、すぐに申し出ること。 ・<u>休憩の取り方の指導</u>（時間を決めて、回数を多く休ませる）現場巡視時に体調を確認し声掛けや休憩促す ・水分や熱中症予防ドリンクの強制補給 ・<u>WBGT値が28℃を超える場合は、作業を止め休憩に入る</u>事を指示 ・決まった時間ではなく、<u>こまめな休憩</u>を取る様指示 ・作業時間の短縮(例：8:00～15:30) ・炎天下の作業など疲労を蓄積する作業)	・高年齢者の方が、我慢、無理をする傾向があるため、熱中症になりやすく、重症化する可能性が高いことを指示している。<u>バイタルセンサー</u>を付け、管理している。 ・夏季シーズンの屋外作業の制限 3 0 分に一度の休憩 ・熱中症となるリスクが高いため、職長に声掛けの頻度を上げるように指示している。 ・朝礼時の体調確認、水分（ペットボトルの無料配布）、エアコン付き休憩所 ・他の作業員より30分多く昼休憩を取らせる。	・<u>WBGT値に応じた現場内休憩ルール</u>の徹底 ・塩分・水分補給の実施確認（ビジネスチャットを用いて） ・全作業員の体調管理シートを午前、午後に確認 ・夏場の作業において、<u>直射日光下での作業</u>はなるべく配置させない。また、配置した場合は休憩頻度を増やす。 ・特に暑い13:00～15:00にも休憩を挟むこと。 ・スポットクーラーの設置された場所で作業させる。

	・作業前の水分補給(130cc程度)と決められた休憩時間以外にも水分補給等を行うように指示している。 ・作業者安全モニタリングシステムの運用 ・熱ストレス、転倒アラート、SOS転倒アラート、落下アラートの危険性があった場合に、職員までメールが届くようになっており、その都度、状況確認している。 ・日除けの設置、こまめな休憩・水分塩分補給、送風機の使用。 ・こまめな休憩、水分塩分の補給 ・声掛けの実施 ・水分・塩分の補給時間の確保(50min毎)		
4.重量物運搬等	・量物運搬作業は極力避けるよう作業配置をしているが、やむを得ない場合は、一輪車、台車等を使用して負担を軽減する。 ・重量物の運搬はフォークリフト等を使用する物のみ ・重機等運転では、チェックシートにて、高齢者の状況を確認 ・原則避ける。二人以上で取り扱う。 ・協力会社との打合せ重量物作業へ配置を避ける。 ・1袋25kg以上のものを運搬移動させない。作業の事前打ち合わせ時 ・資機材運搬作業時に無理な姿勢で行わないよう指導。 ・無理な姿勢での運搬作業の禁止と補助要員を付けて作業実施 ・高齢者は重量物の運搬等を行わず、軽作業を行うこと。 ・重量物等を運搬させなければならない場合は、職員等に声を掛けて指示を受けること。 ・作業配置時に取扱い者から除外させるよう指導 <u>軽微な作業か合図者・見張り員等にするよう指導</u> ・<u>高齢者と若手労働者がペア</u>になり、相互に助け合いながら作業を行う ・人力運搬作業時の2人以上作業の徹底 ・<u>30kg以上の重量物の取り扱い（断続）、20kg以上の重量物の取り扱い（継続）作業</u> ・新規入場者教育時の教育、指導 ・<u>30kg以上の重量物</u>を持ち上げる作業計画としないよう指示している。 ・高齢者には重量物運搬をさせないように職長に配慮してもらう。 ・人力による重量物の運搬禁止 <u>(25kg以上)</u> ・重量物の運搬作業の禁止 ・1人作業の禁止 ・高年齢者が現場へ入場し人員配置を考える際、重量物運搬等作業は避け、比較的軽作業ですむ箇所へ配置してください	・重量物の取り扱い作業の禁止している。 ・作業する前の準備運動とストレッチ態勢を整えて作業（中腰作業の禁止） ・<u>基本は20kg以下の物を持つ</u>。（体型によっての変動あり）	・一人作業の禁止 重量物は25kg以下 ・重量物を人力で直接、持ち上げるような作業には配置させない。
5.その他	・クレーンオペレーターには、他の斫り作業等騒音現場状況下でも無線等で合図を正確に理解できているか、また、玉掛者や合図者とのやり取りで誤操作等なかったか、ヒアリングするよう指導《重機等運転作業》 ・<u>段差等を極力なくす</u>。また、目立つように注意喚起表を行う《暗所・不整地等作業》 ・作業船の通路での走りや乗船時の飛び降りの禁止の注意喚起（足元ヨシ）の<u>指差呼称箇所として指定</u>・実施。《暗所・不整地等作業》 ・転倒リスクのある箇所での作業時は段差や転倒リスクがあるため注意喚起《暗所・不整地等作業》	・<u>過去の災害事例から、誤操作による災害の可能性があることを指示</u>している。《重機等運転作業》 ・身を乗り出して作業をしない。墜落防止静止用器具の取り扱い方はもちろんのこと、それを使用する場所に配属しない《暗所・不整地等作業》 ・重機等運転作業では、薬の服用の確認 持病の確認《重機等運転作業》	

Q6.協力的社へ指導	・送り出し教育時に持病等のヒアリングを行い、適正配置するように指導している。 ・健康診断の確実な受診指導、既往歴の確認 ・高血圧、その他 ・担当する職務(内容)を確認して、問題・無理がないか指導。 ・当社産業医から送られてくる「<u>労働衛生ニュース</u>」を災防協・安全大会時に配布している。 ・年齢や私病の状況により、就業する作業に制限をつけ無理のない状況で作業に従事してもらうよう指導。 ・協力的会者に高齢者の<u>作業内容をヒアリング</u>して、体に過度な負担が掛かる役割を割り振らないよう指導している。 ・朝昼礼時や安全教育訓練等で事故事例等を水平展開している、疾病が原因で起きた災害や転倒リスクや判断間違いなど ・作業に入る前に一次下請けに「<u>高齢者就労報告書</u>」の提出をさせている ・新規入場者教育時に記載（自己申告）をさせている ・職長に、該当者に対して<u>こまめな体調の確認や声掛け</u>を行うよう指導している。 ・災害防止協議会等で高齢者の健康管理について会社として把握するように指導している。 ・<u>建設Buildee</u>による作業員名簿から既往症の有無について事前確認している。また、新規入場者教育時においても確認をしている。例えば、てんかん発作持ちの方がいれば入場を断ることがあると考えている。 ・新規入場時の面談や作業時の受け答え等で、<u>疑義がある場合は入場拒否の対応</u>を取ることを、災害防止協議会等で事前に協力的社へ周知している ・特に交通誘導員において高齢化が目立つので、<u>年齢制限及び日当たりの総誘導員の平均年齢を定め</u>、協力を仰いでいる	・ヘルメットに<u>高齢者、高血圧であることを認識させるためのシール</u>を貼り、積極的な声掛け、体調の気遣いを実施するよう指導している。 ・薬の服用の確認と自己の体力の確認　けがをした時の自己への負担と事業所への負の影響について指導 ・災害防止協議会などで事業主へ高齢者の定期健康診断受診の徹底や、現場での適正配置を行うように指導している ・健康診断書の確認、新規入場時の<u>持病確認、血圧のヒアリング</u> ・Q1～Q5の内容	・健康診断（1回/年）の確実な実施の指導 ・朝礼時・昼作業開始前の体調チェック ・特に夏場では、熱中症リスクの低い作業に従事させるよう指導している。 ・適正配置を計画するように指導している。
Q8.個人差対応	・特に対策はしていないが、年齢に関係なく身体機能等に不安が無いが<u>新規入場時にヒアリング</u>を行うようにしている。 ・<u>ヒアリング・人の状況を確認</u>し、60代でも大丈夫そうな人と、判別している ・<u>朝礼のラジオ体操時に動作を確認し、動きの悪い方がいる場合、所属会社職長に必要に応じて血圧測定等を行う様に指導</u>している。 ・本人の考えや身体能力を考慮して判断している。 ・職長、担当職員への<u>聞き取り</u>で作業内容を考慮している ・特に個人差等を把握していないので、対策はとっておりませんが、夏季作業では必ず元請職員がこまめに声掛けし、水分塩分補給を促しサポートしていました。 ・対策無し。作業班長（職長）判断 ・職員・下請職員により<u>声掛けを行い、コミュニケーションをとることで体調を気にかけるようにしている</u>。また、些細なことで報告してもらうようにしている。 ・年齢差での区別化は特に取っていないが、<u>新規入場時アンケート</u>にて当該作業の経験等を聞いて配置確認をしている。 ・現場での仕事ぶりを確認し、体力的に無理がかかっているような場合は配置換えを職長に提案する。高齢者に限らず、適材適所にて現場は運営している。 ・通常作業より強度の高い作業が必要となった場合は身体機能が十分に備わった高齢者に作業をお願いする。 ・身体機能を考慮して業務内容を指示している。 ・具体的な対策は取っておらず、作業状況を見て個別に確認し協力業者及び本人に対し注意を行っている。 ・職員間で、注意が必要な作業員の情報をなるべく共有している。 ・本人の行動や様子を見て作業配置を考慮する。 ・職長や本人から<u>健康状態や体調について聞き取り</u>行い作業配置を考慮する。 ・60歳以上は高齢者として扱い、身体能力の個人差を考慮した対策は講じていない。 ・職長に個人差を考慮して頂くようお願いすることがある。 ・作業状況を確認し、身体機能に不安を感じる就労者に対しては職長にその旨を伝え、作業内容を制限させる ・あくまで個別の<u>作業状況や受け答え等で、主観的に判断</u>している。	・大前提、高齢者全員が負担の少ない作業・箇所になるよう配置している。そのなかで、<u>体力テストの結果によるランク</u>を踏まえて、さらに適切な作業配置を行うよう指導している。 ・経験年数や役職を鑑み、配置をしている ・個人差を考慮するときりがないので考慮していない。	・毎日の現場入場時の顔認証で65才以上作業員をピックアップし<u>現場ビジネスチャットで協力的社名と作業箇所を確認</u>。65才以下は特に指導していない。 ・特別な対策はないが、現場巡回時に職長と話し、作業員個々の能力を把握するようになっている。 ・所属している会社の方や職長さんは毎日その人と過ごしていのでよく認識しているが現場職員には難しいので判断は一任している。

Q10.意見	・60歳以上の方が占める割合は、現在でも相当な数があり、これからも増加すると思われます。労働災害を減少させる上でも<u>建設業のスマート化、機械化、工業化を推進して現場での作業を少なくする事が有効</u>と思います。 ・建設業で働く高齢者の比率増加が懸念される。若い世代の入職に向けた取り組みを業界全体で進めることが重要である。 ・貴重な労働力であり、その割合ももっと多くなります。元請からだけでなく<u>建設業事業主等へのCCUSへの参画など指導していただけるとありがたい</u>です。 ・作業制限の詳細な決め事。（本人との取り交わし） ・年々、暑い日が増加しているので<u>年齢や体力に合わせた労働時間の短縮</u>（拘束時間も含めて）が出来れば熱中症防止対策になると思います。（給料をどうするのか等の課題あり） ・別で能力差があるため<u>体力や判断の衰えを確認（安全教育など）させる場所の提供と協力業者の事業者側が認識できるルール・仕組みが必要</u> ・建設業に限らず、今後の少子高齢化が顕著となる日本においては、高齢者の働き手が今の日本を維持するなら必要となる。<u>AIやデジタル技術、補助サポート機械等を業会、機器開発メーカー、大学などで共同開発して、国が補助金をサポートするなどの対応が急務</u>と考える。 ・個人レベルでの対策→例：定期的な健康診断を受け、自身の健康状態を把握する ・会社レベルでの対策→例：<u>高齢者向けの安全教育を強化</u>し、理解度を確認する ・特に夏場の熱中症に対するリスクは年々上がっていると思うので、発注時における工程歩掛を見直していく必要があるのではないかと思います ・高齢者無しで建設現場が成り立たない現状では、さらに社会全体で高齢労働者に対する対応が必要と考えます。 ・人手不足により高齢者の労働力は必要不可欠であることから、<u>DX等を活用して加齢による衰えをフォローできるようなシステムが出来れば良い</u>と考えます。 ・当作業所では、高齢ドライバーによるヒューマンエラーにより第三者災害を発生させている。高齢者だからという枠にとらわれてはいけませんが、 今回の災害で実感したことは、普通そんなことはしないだろうという思うことを、個人にとってはそれが当たり前のことのように行うことがあり、それを抑制するにはどうしたら課題となっている。 ・高年齢で就労しなくても良くなるように、給与のアップと後継者の確保ができればよいと思う ・<u>特に立場が弱い高齢者については、不調を言い出せない場合が多いので</u>、作業班内で解決することは難しい。 ・<u>高齢者の理解レベル等を入場前に定量的に確認できるテスト等の義務付け</u>を行って入場後の様子をチェックできるような仕組みの導入が必要ではないか。	・高齢者が新規入場をするにあたって、この作業員は問題ないかという、事業主の厳しい判断が重要になっている。 ・事故事例やヒヤリハットをみていくと、高齢者はちょっとした段差でつまずき転倒してしまいそれが骨折など重症化してしまうケースが多いとおもう。こういった事象を改善するにはより<u>安全な設備を一般化することが一番の近道</u>だと思う（碎石道路を舗装道路にする、梯子の箇所を階段にするなど）これには費用が当然かかるため、受注者側の努力も必要であるし、発注者側もそれを標準にしていかないと高年齢就労者の労働災害防止は増え続けると思う	・体力・状況判断力が低下していることを本人自覚させる取り組みが必要 ・<u>踵き転倒し難い安全靴の使用推進</u> ・現場でも4週8休を常識化させ、作業員にしっかり休養してもらうことが一番の防止対策と思う。
--------	---	--	--

	建築50人未満　14現場	建築50～100人　5現場	建築100～人　8現場
Q1.健康状況把握	・新規入場者教育書式のチェック欄に該当しているかチェックを行っている。 ・<u>専用サイト（グリーンサイト）</u>、<u>新規入場者アンケート時</u> ・現場に入場する協力会社から事前に「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」を提出してもらい、健康状態と予定している作業内容を事前に把握している。 ・協力会社から事前に作業員名簿に年齢が記入されている。 ・<u>新規入場者アンケート</u>に生年月日・年齢を記入してもらっている ・<u>新規入場者教育資料兼送出教育資料に、65歳以上の場合の方への作業配置等の制限</u>を記載し周知をしている。《現場独自》 ・<u>就労報告書</u>に記載の情報（<u>血圧や持病、服用役の有無</u>）を確認している。 ・新規入場用紙の記載年齢を確認している ・新規入場者教育を私自身で行い、年齢の確認のうえ<u>業務内容の確認社内基準に基づいた指導</u>をしている。《現場独自》 ・<u>ヘルメットに四つ葉シールを貼ってもらう</u>。業者より<u>高齢者就労報告書</u>を提出してもらう。 ・協力業者より提出された作業員名簿・高齢者就業報告書で把握している。 ・「<u>新規入場者教育時アンケート</u>」に記載の年齢を確認し、65歳以上の方については「<u>高齢者就労届</u>」の提出を必須としている ・会社の方針で「<u>エイジフレンドリー等実施要領</u>」に沿った<u>事前面談等</u>を実施し労働者が従事する作業について、問題無いかを事前に確認。また、朝礼時には<u>健康状態に問題ないかヒアリング</u>を行うようにしている。 ・<u>ビルディでの確認</u> ・<u>新規入場者教育時</u>に確認《現場独自》 ・安全書類が提出された際に<u>高齢者就労届</u>の提出確認。新規の際の年齢確認を怠らない。	・新規入場時に6 5 歳以上の方については<u>高齢者の方への配慮事項へ安責者サインの上、提出</u>してもらい内容の確認をするとともに<u>ヘルメットの名前を黄色テープにして見える化</u> ・現場に入場する協力会社から事前に「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」を提出してもらい、健康状態と予定している作業内容を事前に把握している。 ・協力会社から事前に作業員名簿に年齢が記入されている。 ・<u>新規入場者アンケート</u>に生年月日・年齢を記入してもらっている ・<u>高年齢者就労報告書</u>や新規入場者就労報告書等の書類確認を行っていることに加え、新規入場時の新規入場者教育を通じて、実際に人物確認を行っている。 ・新規入場者教育を自身が行っており、個人的に気になる人がいたらその後も朝礼時等に声掛けして体調確認している。《その他》 ・新規入場者教育時に年齢の確認を行っている。 ・作業安全指示書に高齢者にはチェックを記入させている。	・新規入場時に<u>持病等の確認</u>を行っている。また、全体朝礼でその日の高年齢就労者人数を確認し、声掛け等を実施している。 ・定期的に65歳以上の労働者と作業内容や労働環境についての意見交換を行い、現状の把握に努めている。《現場独自》 ・65歳以上の作業員は<u>所属先が2次以下の場合は所属会社から1次協力会社に作業支障がないことを報告</u>し、職長が本人と面談を行い作業内容や留意事項を確認している。その後、<u>新規入場者教育アンケート</u>と一緒に「<u>高年齢者就業届</u>」を工事事務所へ提出する。 ・<u>高齢者就労報告書</u>を提出してもらっている。（6 5 歳以上）<u>新規入場者アンケート</u>にて把握している。 ・現場に入場する協力会社から事前に「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」を提出してもらい、健康状態と予定している作業内容を事前に把握している。 ・協力会社から事前に作業員名簿に年齢が記入されている。 ・<u>新規入場者アンケート</u>に生年月日・年齢を記入してもらっている ・<u>新規入場者就労報告書</u>に年齢、経験年数、健康状況を記載させている。 ・日々行っている翌日の作業調整打合せ時に、各協力会社職長に、翌日就労する高年齢就労者の人数を報告させている（ホワイトボードに記入し掲示）。《現場独自》 ・作業員名簿、<u>新規就労者調査票</u>、<u>高齢者就労許可申請（面談あり）</u>、通門管理などによる。 ・高年齢就労者の作業制限に関する誓約書の事前提出・確認 ・新規入場者教育時に体調・既往歴についてヒアリングを実施《現場独自》 ・新規入場者教育にて<u>新規入場者アンケート</u>を実施し、<u>60歳以上は閉眼片足立ちを実施し、70歳以上は6秒以内は入場禁止、7 秒以上は所長面談の上判断</u>。60歳以上は<u>新規入場シールを青色で区別</u>する
Q2.対策指示 1.作業配慮	・身体機能が低下した高年齢労働者であっても<u>安全に働き続けることができるよう事業場の設備を検討</u>し、また高所での作業や重量物の運搬業務に従事しないよう指導を行っています。 ・休憩所等その他現場施設の案内、現場危険箇所の共有 ・協力会社から事前提出してもらう「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」に高年齢者に対する作業内容と配置場所に配慮するよう記述している。 ・<u>直接重量物を取り扱う作業、足場等の高所作業、不安定な体制の作業</u>を避けた危険、有害業務の無い作業配置 ・<u>高所・端部作業</u>の制限 ・<u>1人作業</u>はさせない。高所作業等。 ・危険有害業務は極力さけるよう指導。 ・体力に応じた場所、作業環境への配置。業者（職長）に任せている。 ・<u>高所作業</u>や、<u>重量物の運搬等</u>、身体に負荷が大きい作業については極力従事させないようにしている。また、休憩をこまめに取るように併せて指導を行っている。 ・<u>高所作業時の危険場所での作業</u>は回避出来る時は回避させる	・職長の判断による適正配置、現場巡回時の確認と指導 ・協力会社から事前提出してもらう「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」に高年齢者に対する作業内容と配置場所の配慮に配慮するよう記述している。 ・会社ルールに基づき、満65歳以上の高年齢者については、<u>高さ2m以上の高所作業</u>の原則禁止、危険作業事前打合せ対象作業における高所作業を就労禁止としている。また、熱中症等の体調面については、<u>周囲から見守り配慮</u>を行っている。 ・<u>高所作業や重量物の運搬、振動・回転工具を扱う作業</u>は控えてもらう。 ・本人の健康状態を考慮して作業内容、配置を行っている。※<u>高血圧者は極力高所作業には配置させない</u>	・高齢者が作業をする場合は、足元の悪い箇所や高所での作業を極力行わないように配慮させている。また、重量物の取り扱いについても配慮をするよう呼び掛けている。 ・①<u>高所作業をさせない</u>　②<u>重い荷物を持たせない</u>　③<u>新規入場者教育での一声かけ運動</u> ・<u>重量物を扱う作業と高所作業の禁止</u>。（6 5 歳以上） ・協力会社から事前提出してもらう「<u>高年齢作業員(65歳以上)就労届</u>」に高年齢者に対する作業内容と配置場所の配慮に配慮するよう記述している。 ・<u>高所作業等の危険作業</u>への配置を禁止している。 ・<u>6 5 歳以上は禁止作業</u>　a) 外部足場、ステージの組立・解体の作業　b) 鉄骨の組立・解体の作業 c) 1 割より急でかつ高さ 5 m 以上の法面での作業 ・<u>高所作業の禁止</u>　・<u>単独作業の禁止</u>　・<u>重量物取扱いの禁止</u>　・<u>炎天下の作業禁止</u> ・<u>業務量の配慮</u>を職長に指示 ・<u>作業前の準備体操</u>、作業不可の軽減、作業スペース及び作業量のコントロール　休憩時間の配慮。　高所作業の禁止。職長へ適正配置の指示

※__は同一事項　__は特記事項

Q2.対策指示 2.高年齢者の教育 3.体力測定 (身体機能測定) 5.その他	・<u>新規入場者教育時の指導</u>《高齢者用の教育》 ・新規入場時に65歳以上は<u>就労制限報告書</u>に記入してもらい危険、有害業務の就労を避けた配置を行う様に指示している《その他》 ・危険、有害労務は避ける。<u>社内安全基準高齢者就労制限基準</u>に則る。《その他》 ・<u>閉眼片足立ちを実施している</u>。65歳以上・事業者に対し、送り出しの際に<u>閉眼片足立ち</u>を実施させている。《体力測定》 ・60歳を超える労働者については、協力会社にて面談・教育を実施した上で当社の現場作業に従事するように指導を行っている。《その他》 ・<u>血圧、服用している薬、持病の確認</u>。KY用紙の本日の体調欄の確認。<u>前日の飲酒確認</u>。《その他》		・上記の配慮内容（高齢者が作業をする場合は、足元の悪い箇所や高所での作業を極力行わないように配慮させている。また、重量物の取り扱いについても配慮をするよう呼び掛けている。）の伝達や、自身が考えているより体が動きにくくなっていることを伝え、無理をせず作業するよう声掛けをする等の<u>簡易的な教育を週に1度程度の頻度で、行っている</u>。《教育》 ・上記の教育時に、<u>手足の可動域や視力・聴力について、それぞれが行う作業に支障が無い</u>か、確認を行っている。《体力》 ・①一人作業をさせない ②こまめな水分補給（時期関係なく）《その他》 ・65歳以上は面談による健康状態確認を実施。<u>60歳以上は事業主パトロール時に事業主による就労状況の確認を義務付け</u>。《その他》 ・上記の就労制限等 ・<u>高所作業</u>の禁止 ・<u>単独作業</u>の禁止 ・<u>重量物取扱い</u>の禁止 ・炎天下の作業禁止 ・業務量の配慮を職長に指示を<u>就労者本人に説明</u>《教育》 ・<u>閉眼片足立ち</u>《体力》
Q3.気を付ける作業 1.高所	・<u>足場組立解体作業や型枠解体作業等の外部作業</u>(危険作業)には高齢者を配置させず（墜落・転落災害の防止）建物内部で行える作業へ配置する。 ・<u>可搬式足場使用の際の足元確認</u> ・急に体調に異変があつて墜落転落した場合に、大きな災害となってしまうリスクが予測されるかどうか。 ・高所作業の禁止 ・<u>単独作業</u>の禁止 ・作業配置の調整 ・高所での足場組立や鉄骨建て方などの作業は、配置しない ・安全帯使用の徹底 <u>一人作業</u>の禁止 ・足場上で作業姿勢 脚立、立馬の適正使用 ・転落災害の可能性が高い為、状況に応じてフルハーネス使用（墜落・転落災害）<u>原則高齢者は室内作業</u>を優先するようにしている ・作業床が不安定な高所作業の禁止 ・<u>高さ2メートル以上の足場、脚立、ローリング、高所作業車を使用しての作業</u>は極力さける事。 ・<u>スラブの端部等へは極力近づかない</u>。躯体内で安全な作業が可能な作業床がある場所で作業を実施するように指示を行っている。 ・<u>足場等の身を乗り出す作業や立馬作業で平坦作業のみ</u>で（墜落・転落災害） 無い場合は特に注意喚起を行う ・<u>足場の組立、解体作業。動きがよくない。事故を起こしそうと感じたら就労させない。</u>	・作業床の状況と墜落防止の設備と装備の確認 ・高齢者は、<u>足場作業をさせない</u>で下さい。 ・会社ルールに基づき、満65歳以上の高年齢者については、<u>高さ2m以上の高所作業の原則禁止</u>、危険作業事前打合せ対象作業における高所作業を就労禁止としている。 ・<u>高さ2mを超える足場上での作業禁止</u>(手摺で囲われた棚足場は除く)、高所作業車の使用禁止 ・健康状態を考慮した作業内容と配置を行っている。	・<u>脚立や立ち馬の上に乗っての作業や、足場上に上がっての作業等、墜落・転落の恐れがある状態での作業</u>を高年齢者が極力せずに済むような作業分担や配置を行うよう指示をしている。 ・65歳以上に高所作業をさせない様に指導している。 ・まず年齢を確認する。作業可能な年齢であれば、墜落制止用器具の使用を徹底させる。 ・<u>2m以上となる足場上での作業</u>を禁止している。 ・<u>高さ2m未満の場所からの墜落防止対策</u> ・<u>高さ2m以上の場所での作業禁止</u> ・<u>2m以上の高さの作業禁止</u> 脚立の単独作業の禁止。外部足代、内部足代にのぼらない。
3.暑熱環境	・WBGT測定値の表示と<u>10時13時15時の休憩後体温測定</u>と巡回を強化し、設備面では休憩所の冷房・冷水器・製氷機・塩飴・OS1の設置を行い環境面での対策を実施。空調服の着用義務化。<u>IOT機器を代表作業員につけてもらい、管理者へアラートがなるシステムを導入</u>しています。 ・こまめな水分補強と休憩をとること、<u>職方さん同士で常に顔色、体調を確認</u>すること ・<u>長時間直射日光を浴びる外部作業は行わない</u>様に指導 ・しっかりと睡眠をとること。バランスの良い食事をして体調を整えること。適度な運動をして体力をつけること。のどがかわいていなくても水分はしっかりとること。<u>水分補給にコーヒー、お茶はならないの注意</u>すること。 ・<u>声がけをしっかりと行う</u>様に職長に指導 ・<u>10時、昼、15時以外にも休憩を取り</u>、十分な水分・塩分を摂取するように指示、またWBGTが31以上の場合は可能な限りで30分間隔で前述の対策を講じるように指示している。 ・水分不足に気がつかないまま作業をする可能性が高いため1時間に1回強制的に水分補給をさせる。<u>こまめな休憩</u>を取るよう注意喚起をする ・WBGT値により休憩時間の設定、水分塩分補給徹底。<u>全作業員で顔色確認</u>	・高齢者は、炎天下の作業をさけて下さい。 ・夏季中の熱中症対策として、高年齢者の体調面については、周囲から特に<u>見守り配慮</u>を行っている。 ・交代等により<u>休憩時間をこまめに確保</u>してもらう。	・高齢者へ作業指示を出す場合に限らず、夏季作業においては、現場ルールとして<u>休憩回数の増加や休憩時間の延長等の施策</u>を実施した。 ・<u>熱中症対策マップ</u>を作成 ・ウォータークーラー、製氷機の設置 ・作業員にペットボトル保冷材の配布 ・<u>クーリングカーにてスポーツドリンク</u>配給（23年、24年 熱中症ゼロ） ・体調の確認、作業内容の確認 ・朝礼時、昼礼時に<u>WBGT値及び休憩・給水回数をアナウンス</u>し、朝礼・（熱中症）昼礼終了時に<u>強制飲水活動</u>を行っている（高年齢者だけではなく全作業員共通）。 ・作業場所、配置の配慮、<u>単独作業</u>の禁止 ・<u>休憩時間を多く</u>する。日陰での作業をする。

Q8.個人差対応	・危険箇所、危険作業 の洗い出しを行い作業主任者・作業指揮者に配置について注意を行っています。 ・現場巡回時の注意箇所の共有、危険箇所の表示 ・高齢者がいる場合、安責者および職長に<u>作業に支障がないかヒアリング</u>する。 高齢者作業状況の目視確認を行う。 ・協力業者へのヒアリング ・現場巡視時、身体機能が低下していると思われる方がいたら、<u>負担の少ない作業</u>をしてもらうよう作業調整実施 ・作業している状況のみて配置等の指導をしている。 ・明らかに身体機能の低下が認められる作業員には配置を十分に考えるよう職長に指導している。 ・作業配置は個人では決めずに、職長が客観的事実に基づき判断して選定する様に指示をしている ・人員配置を行う職長に、心身に応じた作業を行わせるよう声掛けを行っている ・段差をなくすよう努めています。<u>気づきにくい段差は視覚的に分かりやすいよう表示</u>しています。 ・60歳以上であっても基本的に極端な制限は設けていない。高齢者の人数が多いので職種によっては設けにくい場合がある。動きを見て明らかに制限が必要な場合に対策をとっている ・対策は特にとっていないが職長がその作業員の能力に見合った仕事を割り振っていると感じているので現状問題はない。設問の通り高齢者の身体機能はかなりの個人差があり、高齢者に該当しない作業員にも当てはまるため、巡視時に観察確認している。	・見た目、不安があれば、無理に作業をさせない。 ・個人差等に基づいて個別に判断することはあるが、あくまで法令や会社のルールに基づいている。 ・個人差の考慮までは出来ていない。その為例外は認めず該当者はすべて高齢者として管理している。 ・職長に作業員の健康状態や能力を考慮した上で作業内容や配置を行うように指導しています。	・新規入場の作業員については職長に十分注意して作業を行わせるように指示している。継続して入場をしている高齢者については、日々の受け答えや作業状況から身体機能を判断し、作業指示を出させるように注意している。 ・<u>朝礼時に職長が反対側（作業員側）を向いてラジオ体操</u>を行い、顔色などから体調不良者などが居ないかチェックしている。 ・『<u>声をかけあい無災害</u>』を現場独自のスローガンとし、作業中だけではなく詰所や休憩中でも声をかけあい体調不良者にすぐ気づけるよう努めている。 ・現場巡視に作業状態を確認し、声掛けを行っている。 ・やはり個人差を配慮して、高齢者の方の作業内容について協力会社の代理人や職長へ指示をします。一般的な作業ができるのか、軽作業とするか。 ・新規就労者教育時の面談によりその作業の適正を判別 ・協力会社から依頼があった場合、<u>作業所長が高齢者本人とヒアリング</u>を行い、就労制限に定めた作業を認める場合はある
Q10.意見	・高齢就労者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から的高齢労働者を使用する又は使用しようとする 事業者及び労働者に取組が求められる事項を把握し、高齢労働者の労働災害を防止していく。 ・まだまだ現役バリバリで若い時と同様の反射神経・動きが出来ると考えている方も多く、また生活の為に老体に鞭を打って働いている方もいると思われる。 運転免許自主返納じゃないが、<u>制限を設けるのはなかなか難しい</u>。 ・<u>経験値の少ない高齢者が一番リスクが高い</u>と感じる。高齢者になってから新規で従事する場合は、安衛法等で必要経験を積んでからでないとできない業務等の制限も必要ではないかと個人的には思います。また、<u>重機運転等の資格作業については高齢者はスパンの短い実務教育</u>を受けるべき ・力が要る重量物運搬など人に取って代われる<u>ロボットなどの開発</u>をはじめとしたイノベーションが急がれる。 ・平均年齢が高く、高齢者が多くいる職種の場合は安全な作業配置が困難な場合があるので、その現場の工程、環境に適した職方さんが来れる様に協力会社の選定を契約時に行って欲しい ・厳しい工程条件下で作業をさせない。経験の無い高齢就労者には<u>単独作業はさせない</u>。 ・現場では作業員不足による外国人労働者の活用等で、同じ日本人同士。なかなか若手作業員から注意等をベテラン労働者にするのは難しい面もあるが、職長をはじめ、<u>日々のコミュニケーション</u>を取ることに尽きると考えます。 ・<u>高齢者の労働力は現状では必要不可欠</u>。年齢で対策を決めしまうと労働力不足や工期遅延が間違いなく発生してしまう。現場単位での判断が重要。<u>高血圧に発生する可能性があるイラストポスター</u>があれば注意喚起に使いやすい ・<u>車両系建設機械の操作に制限</u>をつけるべきだと思います。	・まずは年齢で高齢者の区切りをつけて作業の可否を明確にする必要があると思う。技能を有した高齢者は多く存在するはずなので【<u>技能伝承者</u>】としての手当等を<u>補填</u>すれば無理に働くことなく、技能伝承も出来るのではないかなと思う。	・高齢就労者を雇用している会社だけでなく、高齢就労者が労働をする作業所においても最大限の配慮が必要であるため、<u>年齢に応じた作業可能場所を工種毎に明確に定め</u>、それを基にした雇用契約や作業所入場制限等を設ける必要があると考えます。 ・本アンケートを回答するに当たり、職長会及び建築職員と今一度、高齢者の作業環境について思慮深く考える時間となり『〇〇を行えばどうか』というアイデアも出たので良い機会となった。（新しいアイデアは以下3つ） ①<u>夏季にカナリヤを配布</u>したが、冬季も体調管理できるものを配布してもいいのではないかな。（急に寒くなり、低血圧や心不全などのリスクが高まるため） ②当現場は新規入場者には<u>ピンク色のヘルタイを装着</u>しているが、<u>高齢者には違う色（例：黄色）を装着</u>させれば作業時に目立つのではないかな。 ③Q8にて「ラジオ体操時に職長が作業員側を向いて体調把握」と答えたが、<u>高齢者を前の方に整列させてラジオ体操を行えば体調把握がしやすくなる</u>。 ・協力会社事業主及び職長が、作業の内容ごとに適正に作業員を配置し、元請会社が適正に配置されているかを、細やかに確認することが重要である。 ・労働者が高齢化しているが、労働力を確保するためには高齢者の排除はできない。一括りに災害防止対策を立てるのではなく、まずは重症化しない対策に重点をおくべきではないかな。 ・「<u>エイジフレンドリー補助金</u>」のような制度の充実 ・年齢で判断できない状況。元気な方は元気。面談での見極めが大事だと思う。コンボ、レッカーの運転は巻き込まれる可能性があるので出来るだけ入場禁止としたい

第4章 高年齢者対策の取組事例、今後の検討課題、スケジュール等

1 高年齢者対策取組事例

高年齢者に対する労働災害防止対策について、検討委員会委員所属企業での取組事例を紹介する。

1. 1 高年齢作業員体力測定マニュアル（いつまでも元気に働くために！）

- ・体力・身体能力を把握するため、マニュアルを作成した。
- ・作業員の健康状況を把握することについて、元請事業者はハード面、関係請負人（高年齢者を雇用する協力会社の事業者）はソフト面から対策をしていく必要がある。
- ・マニュアルでは、5つの測定を実施し、5項目評価で2以下が2項目以上あった場合は要配慮とし、適正配置を行うこととしている。要配慮と結果がでた場合でも、作業員のモチベーションアップを考え、エクササイズ等で体力が上がった場合には配置制限を無くすようにしている。
- ・実施者は1回目で約700名であり、今年の労働衛生週間では各現場の全参加者に拡大する予定である。
- ・マニュアルは既に1万部作成し、全事業主に送付済み。災害防止協議会の幹部にはマニュアルの説明会を実施している。
- ・個人に対する作業指示や体力については、元請事業者が手を出せないことから、2次、3次の事業主に実施して欲しいと考えている。

1. 2 他産業での高年齢就労者対策の取り組み

（鉄道）

- ・グループ会社の鉄道部門で健康づくりの測定会を実施した。
- ・駅務は65歳以上活用される場合もあるが、乗務は60歳までである。適性がある場合は60歳以上でも乗務を行うことがある。
- ・鉄道業界も人手不足の問題があるため、高年齢就労者対策は必要である。

（建設）

- ・建設業では中小下請組織の管理が難しい。
- ・ゼネコンの現場では、新ヒヤリハット報告を実施しており、今後は新ヒヤリハット報告と併せて健康づくりの測定会が出来ないかと考えている。

（共通）

- ・健康づくりの測定会を実施するにあたり、国の補助金の活用も可能である。
- ・エイジフレンドリー補助金は、現場単位で測定会を実施すれば活用が可能であるが、大手企業及び大手グループ企業も適用されない。

2 今後の課題、検討スケジュール等

2. 1 今後の課題

高年齢就労者の労働災害防止対策について、元請事業者に対するアンケート調査結果から、元請としてその多くで問題意識を持ちながらも、高齢者の健康状態等に応じた適正配置等をどこまで協力業者への指導援助として関与すべきか苦慮している実態が明らかとなった。

また、今回の調査対象が労研会員といった大手ゼネコンであることから、取り組みが進んでいる。中小規模事業者がほとんどを占める地方の総合工事業者や全国の専門工事業者等の協力会社において、如何に取り組みを促すかが今後の検討課題となる。

本年度実施したアンケート調査結果を踏まえ、本検討委員会で特に今後の検討課題として出された主な項目は次の通り。

(1) 高齢者の健康状態等把握等対策に役立つ情報の収集と活用

高年齢就労者の健康状態や身体機能等災害リスクに関連する情報について、協力業者に対して、具体的にどこまで出してもらえば、元請として協力業者への指導援助を含めた有効な対策を取れるのか示すことができないか。個人情報にも配慮しつつ、現場の状況に応じた適正配置に役立てられると有効と思われる。

(2) 健康状態や身体機能低下の自覚や認識を高めるための継続的な教育

高年齢就労者自身（一人親方含む）に対して、健康状態や身体能力低下に伴い災害リスクが高くなることの自覚を促し、認識を高めるための特別な教育を繰り返し、定期的に行うことが必要ではないか。

(3) 年齢に関わらず個人差に対応した産業保健スタッフの関わり

健康状態や身体機能は個人差が大きいいため、高齢者であっても変わらない人もいるため、健康状態等に応じた適正配置に当たっての判断に産業医や保健師等産業保健スタッフが必要と思われる。50 人未満規模の産業医のいない事業場でどこまで対応が可能か。

(4) 高年齢就労者の技術ノウハウ伝承者としての活用

今後、高年齢就労者の割合が増えることは避けられない中、豊富な経験に基づく災害防止に関する技術・技能ノウハウの伝承者の役割が期待できる。現場で災害リスクの高い作業現場を避けながらも若手の育成や公的な立場で活躍してもらえるといい。

(5) 現場で出来る簡便で実施可能な身体機能等の測定

10～15 分程度で実施可能な高年齢就労者に身体機能の自覚と認識を促せるような体力測定が現場で実施できるといい。中小建設工事業者の現場でも実施できるよう、最低限はこれが必要、という測定メニューを発信できるといい。

2. 2 次年度の検討事項

本年度の検討結果を踏まえ、次年度以降、次の通り、検討を進めてはどうかと考えている。

(1) 今年度アンケート結果を踏まえ、ユニークな取り組みをしている現場の事例調査

(2) 中小総合工事業者、協力会社等中小規模事業者協力会社へのアンケート調査、労働者への調査

(3) 他産業の好事例調査

(例)・J F E スチール西日本製鉄所

(中災防「高年齢労働者が安全・健康に働ける職場づくり」(R02.11))

・三菱電機名古屋製作所

(労働新聞社「安全スタッフ」R06.11.1号)

(4) 産保センター等健康指導機関における協力会社の高年齢就労者健康指導事例調査

2. 3 検討スケジュール等

本調査研究については、令和8年度までの検討予定とし、年間で4回程度の委員会(事前打ち合わせ等含む)を開催しつつ、次年度は中小アンケート調査やヒアリング調査に取り組む予定。

2年目：高年齢就労者対策の建設業での取組の現状把握、取り組み事例収集等
製造業等他業種での好取組事例を参照の上、建設業の事例収集
中小事業者へのアンケート、ヒアリング調査
(高年齢就労者の災害防止の注意点)

3年目：事例収集、調査等踏まえた効果的な取組手法を検討

参考資料

1. 元請会社用アンケート調査票

建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策に関するアンケート調査 (元請会社用)

※本アンケートでは 60 歳からを高年齢就労者としてご回答ください。

会社名 _____

記入者部署・役職 _____

以下の設問には該当するものに○印をつけ、具体的内容は（ ）内に記入してください。

Q1. 現場の職員は、元請業者として高年齢就労者の健康状況を把握していますか。（協力業者を通じた高年齢者の健康状況の把握を含む）

1. 十分に把握している 2. ある程度把握している 3. 把握していない

Q1 で 1. , 2. と回答した方へ

高年齢就労者を把握するために本社・支店から現場に対して具体的にどのようなことをしていますか。

1. 各現場に任せている 2. 本社・支店から指示している 3. その他

具体的内容 [_____]

Q2. 高年齢就労者を就労させる場合（協力業者への指示、指導含む）には何か対策を取るようになっていますか（複数回答可）。

1. 作業内容・場所への配慮 2. 高年齢者用の教育 3. 体力測定（身体機能測定）
4. 実施していない

5. その他 [_____]

Q2 で 1. と回答した方へ

「作業内容・場所への配慮」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容 [_____]

Q2 で 2. と回答した方へ

「高年齢者用の教育」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容 [_____]

Q2 で 3. と回答した方へ

「体力測定」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容 [_____]

Q3. 高年齢者に協力会社が作業指示を出す場合、元請けとして特に気をつけている作業はありますか（複数回答可）。

- | | | |
|-------------------|--------------------|----------------|
| 1. 高所作業（墜落・転落災害） | 2. 暗所・不整地等作業（転倒災害） | 3. 暑熱環境作業（熱中症） |
| 4. 重量物運搬等作業（腰痛災害） | 5. 夜間作業 | 6. 重機等運転 |
| 7. 特になし | | |
| 8. その他 [] | | |

Q3 で1. ～6. と回答した方へ

気をつけている作業指示の具体的内容はどのようなものですか。

- | | |
|------------------------|-----|
| 1. 高所作業
（墜落・転落災害） | [] |
| 2. 暗所・不整地等作業
（転倒災害） | [] |
| 3. 暑熱環境作業
（熱中症） | [] |
| 4. 重量物運搬等作業
（腰痛災害） | [] |
| 5. 夜間作業 | [] |
| 6. 重機等運転 | [] |

Q4. 高年齢就労者は自身の体力（反射神経、バランス感覚等）低下を自覚していると思いますか。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. ほとんどの労働者が自覚していない | 2. 半数程度の労働者が自覚している |
| 3. ほとんどの労働者が自覚している | [] |
| 4. その他 | [] |

Q4 で1. ～3. と回答した方へ

その理由は何ですか。

[]	[]
-----	-----

Q5. 協力業者から高齢者で私病（例：高血圧等）がある旨の作業員を就労させたいとの連絡を受けた場合、本社・支店ではどのような指示をしていますか。

1. 協力業者（雇用している会社）から就労可能の確認を取るよう指示してる
2. 現場で判断するよう支持している
3. 会社の指示（ルール等）に従うよう指示している
4. 自社の産業医等に相談するよう指示している
5. 特になにもしない
6. その他 []

Q6. 協力業者に高齢者対策（私病への対応含む）を指導していますか。

1. 特にしていない
2. している

Q6で2. と回答した方へ

指導している具体的内容はどのようなものですか。

[]

Q7. 高齢就労者の安全と健康についてどのようにお考えですか。

[]

Q8. 本アンケートでは高齢者を60歳からとしています。貴社では何歳からを特別に対策（配慮）が必要な年齢と考えていますか。

1. 40歳以上
2. 50歳以上
3. 55歳以上
4. 60歳以上
5. 65歳以上
6. 70歳以上
7. その他 []

Q8で1. ～6. と回答した方へ

その年齢以上を対策（配慮）が必要とした理由は何ですか。

[]

Q9. ベテラン、熟練といわれる50歳以上の作業員については、何か対策（配慮）を行っていますか。

[]

2. 現場用アンケート調査票

建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策に関するアンケート調査
(現場用)

※本アンケートでは60歳からを高年齢就労者としてご回答ください。

会社名

現場名

記入者役職

以下の設問には該当するものに○印をつけ、具体的内容は（ ）内に記入してください。

○工事の種類

1. 建築工事 2. 土木工事 3. その他（ ）

○作業員（1ヵ月の平均的な1目の人数）は何人ですか。

1. 10 人未満 2. 10~20 人未満 3. 20~30 人未満 4. 30~40 人未満 5. 40 人~50 人未満
6. 50~70 人未満 7. 70~100 人未満 8. 100~150 人未満 9. 150 人~200 人未満
10. 200 人~300 人未満 11. 300 人以上

Q1. 現場の職員は、元請業者として高年齢就労者の健康状況を把握していますか。(協力業者を通じた高年齢者の健康状況の把握を含む)

1. 十分に把握している 2. ある程度把握している 3. 把握していない

Q1-1. Q1で1. , 2. と回答した方へ

高年齢就労者を把握するためにどのようなことをしていますか（複数回答可）。

1. 会社（本社・支店）の指示に従っている 2. 現場独自でおこなっている 3. その他

01-1 で1. と回答した方へ

具体的内容

Q1-1 で2. と回答した方へ

具体的内容「

01-1 で3. と回答した方へ

具体的内容「

Q2. 高年齢就労者を就労させる場合（協力業者への指示、指導含む）には何か対策を取るようになっていますか（複数回答可）。

1. 作業内容・場所への配慮 2. 高年齢者用の教育 3. 体力測定（身体機能測定）

4. 実施していない

5. その他

[]

Q2 で1. と回答した方へ

「作業内容・場所への配慮」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容

[]

Q2 で2. と回答した方へ

「高年齢者用の教育」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容

[]

Q2 で3. と回答した方へ

「体力測定」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容

[]

Q3. 高年齢者に協会社が出す作業指示を出す場合、元請けとして特に気をつけている作業はありますか（複数回答可）。

1. 高所作業（墜落・転落災害） 2. 暗所・不整地等作業（転倒災害） 3. 暑熱環境作業（熱中症）

4. 重量物運搬等作業（腰痛災害） 5. 夜間作業 6. 重機等運転 7. 特になし

8. その他

[]

Q3 で1. ～6. と回答した方へ

気をつけている作業指示の具体的内容はどのようなものですか。

1. 高所作業

（墜落・転落災害）

[]

2. 暗所・不整地等作業 (転倒災害)	[	]
3. 暑熱環境作業 (熱中症)	[	]
4. 重量物運搬等作業 (腰痛災害)	[	]
5. 夜間作業	[	]
6. 重機等運転	[	]

Q4. 高年齢就労者は自身の体力（反射神経、バランス感覚等）低下を自覚していると思いますか。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| 1. ほとんどの労働者が自覚していない | 2. 半数程度の労働者が自覚している |
| 3. ほとんどの労働者が自覚している | |
| 4. その他 | [|

Q4で1. ～3. と回答した方へ

その理由は何ですか。

[	]
---	---

Q5. 協力業者から高年齢者で私病（例：高血圧等）がある旨の作業員を就労させたいとの連絡を受けた場合、どのように対応していますか。

- | | |
|----------------------------------|-----------------|
| 1. 協力業者（雇用している会社）から就労可能の確認を取っている | 2. 現場で判断している |
| 3. 会社の指示（ルール等）に従っている | 4. 自社の産業医等に相談する |
| 5. その他 | [|

Q5 で3. と回答した方へ

「会社の指示（ルール等）」の具体的内容はどのようなものですか。

具体的内容

[

]

Q6. 協力会社に高齢者対策（私病含む）を指導していますか。

1. 特にしていない 2. している

Q6 で2. と回答した方へ

指導している具体的な内容はどのようなものですか。

[

]

Q7. 本アンケートでは高齢者を60歳からとしていますが、現場独自で高齢者の歳を何歳からと決めていますか。

1. 決めていない 2. 40歳以上 3. 50歳以上 4. 55歳以上 5. 60歳以上 6. 65歳以上
7. 70歳以上 8. その他（ 歳） 9 本社・支店で決めている（ 歳）。

Q7 で2. ～8. と回答した方へ

その年齢を高齢者とした理由は何ですか。

[

]

Q8. 60歳代でも、身体機能が十分に備わり50歳代と同じように働くことができる人と、そうでない人がいるなど、高齢者の身体機能はかなりの個人差があります。個人差を考慮して、現場では何か対策をとっていますか。

[

]

Q9. 高齢者にかかわらず最も災害防止に留意が必要と思われるのは何歳代ですか。

1. 20歳以下 2. 20～30歳 3. 30～40歳 4. 40～50歳以上 5. 50～60歳 6. 60～70歳
7. 70歳以上 8. その他

[

]

Q9で1. ～7. と回答した方へ

その年齢が最も留意が必要と思われた理由は何ですか。

Q10. 建設業で働く高年齢就労者の労働災害防止対策を進める上で何かご意見等があれば記入してください。

高年齢労働者に対するエイジフレンドリーガイドラインで挙げられている対策に取り組んでいる場合は、該当する項目の右の欄に○印を付けてください。

取 組 ん で い る	1. 高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む方針の表明	
	2. 身体機能の低下等による労働災害発生リスクに関するリスクアセスメントの実施	
	3. 身体機能の低下を補う設備・装置の導入 (転倒災害防止のための通路の手すり設置や段差解消、パワーアシストスーツの使用など)	
	4. 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理 (高齢者一般に見られる持久性、筋力の低下等を考慮した高年齢労働者向けの作業内容の見直し)	
	5. 労働災害防止を目的とした体力チェックの実施 (厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用した体力の客観的な把握)	
	6. 個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応 (健康診断や体力チェックの結果に基づく運動指導や栄養指導、保健指導などの実施など)	
	7. 高年齢労働者の特性に応じた教育 (加齢による身体能力低下に伴う労働災害リスクや体力維持の重要性の教育など)	
	8. その他 ()	
9. 取り組んでいない		

アンケートにご協力いただきありがとうございました。

